

不正競争防止法

Unfair Competition Prevention Act

経済産業省 知的財産政策室

目 次

I 不正競争防止法の概要

1. <u>不正競争防止法の目的</u>	6
2. <u>不正競争防止法の沿革</u>	7
3. <u>我が国法体系上の位置づけ</u>	9
4. <u>不正競争防止法の体系（法律の全体構成）</u>	11
5. 不正競争行為類型の概要	13
①周知表示混同惹起行為	⑥技術的制限手段無効化装置等の提供行為
②著名表示冒用行為	⑦ドメイン名の不正取得等の行為
③形態摸倣商品の提供行為	⑧誤認惹起行為
④営業秘密の侵害	⑨信用毀損行為
⑤限定提供データの不正取得等	⑩代理人等の商標冒用行為
6. <u>適用除外</u>	52
7. <u>国際約束に基づく禁止行為の概要</u>	54
8. <u>民事上の措置の概要</u>	60
9. <u>刑事上の措置の概要</u>	67
10. <u>関税法に基づく水際措置の概要</u>	74

※令和5年改正法が施行される前の不正競争防止法についての説明は、「不正競争防止法テキスト2022」をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/unfaircompetition_textbook2022.pdf

II 参考資料

- (参考) 秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～ 79
- (参考) データ利活用のポイント集とてびきについて 85
- (参考) 民事的措置の知的財産法間の比較 86
- (参考) 不正競争防止法に関する参考資料一覧 87

III 不正競争防止法条文

..... 88

I 不正競争防止法の概要

こういう事例、耳にしたことありませんか？

豚肉を混ぜたひき肉を「牛ミンチ」と表示して出荷。それを使って製造された牛肉コロッケが回収された。
(会社社長に実刑判決)



秘密として管理していた半導体メモリーの技術データが、業務提携先の元従業員によって、海外の競合メーカーに流出した。
(元従業員に実刑判決)



鉄鋼メーカーが、金属製品の検査データについて、品質基準を満たしているかのように偽装した。

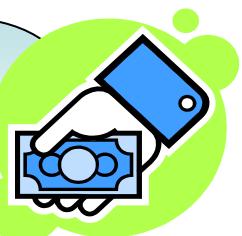
(法人に1億円の罰金刑)



特徴的なデザインのゲーム機を新しく発売したところ、形態がよく似たモノマネ商品が出回り始めた。

有料衛星放送を許可なく
無料で見られる不正なプログ
ラムを販売したら逮捕された。

許可条件違反を黙認させたいがため
に、外国公務員に現金約4,000万
円を供与。
(日本企業の元執行役員等3名に
執行猶予付きの有罪判決)



自社のヒット商品と同じ
商品名の商品を、他社
が販売。

きちんと管理していた
顧客名簿を元従業員が
在職中に持ち出し、他社で
使用されてしまった。



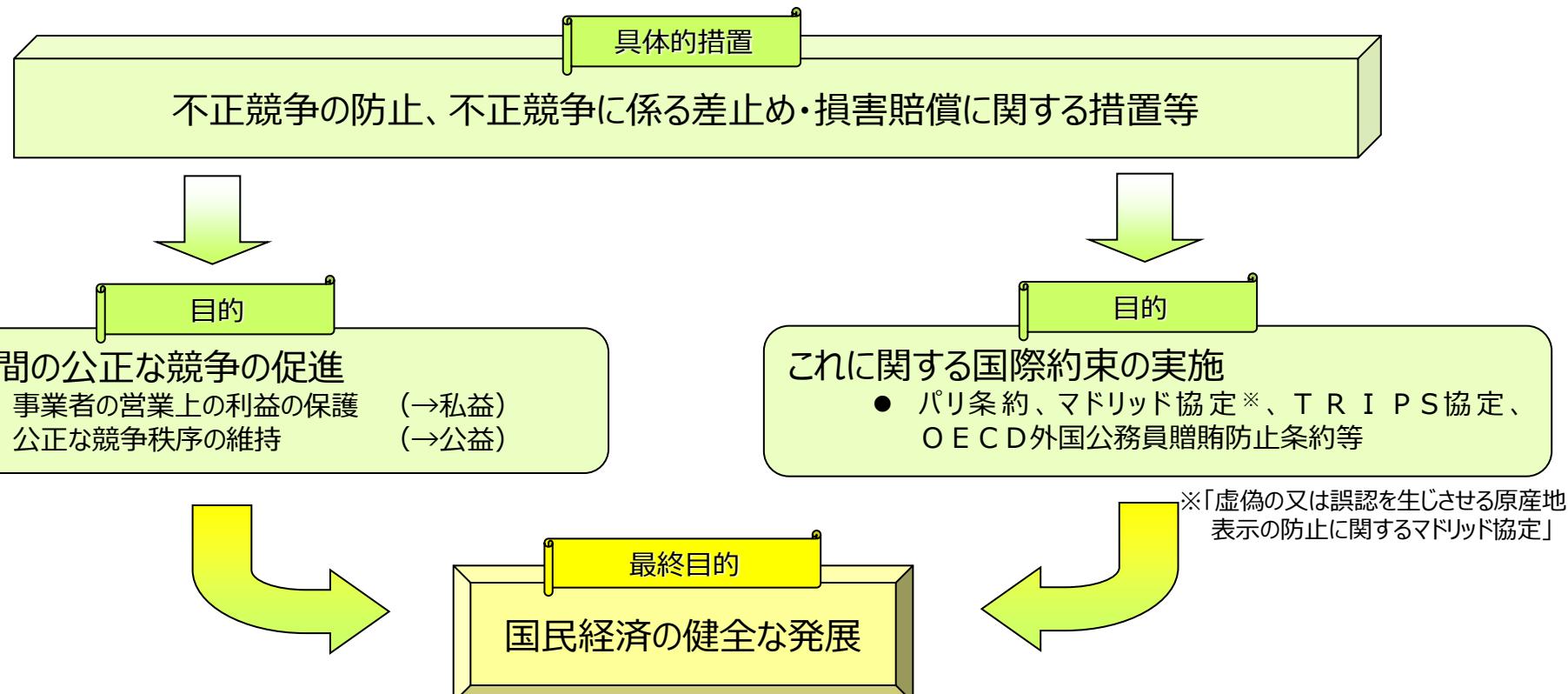
このような行為を禁止しているのが
不正競争防止法です。

ブラジル産の鶏もも肉に
「宮崎県産」等と偽装表示
して学校給食センター
に納入。
(会社役員が逮捕)

1. 不正競争防止法の目的

第1条

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



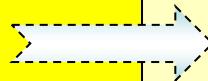
2. 不正競争防止法の沿革

制定に向けた動き

明治44(1911)年 ドイツ不正競争防止法改正（1909年）に触発されて法案を検討

大正15(1926)年 工業所有権の保護に関するパリ条約（ヘーグ改正条約）を受けて法案を起草

- 我が国産業が発展途上にあつたこと
- 民法解釈との関係
（「権利侵害」でない行為に法的責任は認められない）



法律制定を見送り

- 国際情勢への配慮
(国内産業の発展に伴う外国企業による日本商品の模造の増加、他国からの法制定の要請の高まり、パリ条約加入の必要性等)

- 民法解釈の変化
(不法行為の成立が「権利侵害」から「違法性」へ変化)

昭和期の法律改正

昭和 9(1934)年 工業所有権の保護に関するパリ条約（ヘーグ改正条約）（1925年）批准にあたり、条約上の義務を満たすべく制定

昭和13(1938)年 パリ条約のロンドン改正条約への対応のため部分改正

昭和25(1950)年 G H Qの日本政府に対する覚書による指示を受け、国際的信用の確保等を目指して部分改正

昭和28(1953)年 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定への対応のため部分改正

昭和40(1965)年 パリ条約及びマドリッド協定のリスボン改正への対応のため部分改正

昭和50(1975)年 パリ条約のストックホルム改正への対応のため部分改正

平成以降の主な法律改正

平成2(1990)年	GATT・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」に係る不正行為を不正競争行為として追加（1991.6.15施行）
平成5(1993)年	全面改正（①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充（著名表示冒用行為・商品形態模倣行為）、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設等）（1994.5.1施行）
平成10(1998)年	OECD外国公務員贈賄防止条約の実施のため、外国公務員贈賄罪を規定（1999.2.15施行）
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、「技術的制限手段」に係る不正行為を不正競争行為として追加（1999.10.1施行）
平成13(2001)年	①ドメイン名に係る不正行為を不正競争行為として追加、②外国公務員贈賄罪について規制対象の拡大（2001.12.25施行）
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」（2002年7月）における指摘事項の実施のため①営業秘密の刑事的保護の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応（2004.1.1施行）
平成16(2004)年	①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象に追加（2005.1.1施行） ②営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化（秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等）（裁判所法等の一部を改正する法律）（2005.4.1施行）
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序（2005.11.1施行） →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入（関税定率法の一部改正）
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為の刑事罰の強化（2007.1.1施行） →不正競争防止法違反物品の税関での輸出差止制度の導入（関税法の一部改正）（2007.1.1施行）
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化（①営業秘密を不当に保有し続ける行為（領得行為）についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大（不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更）等）（2010.7.1施行）
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備（秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等）、②技術的制限手段に係る規律の強化（規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入、税関での輸出入差止制度の対象（関税法の一部改正））（2011.12.1施行）
平成27(2015)年	①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上（法定刑の引上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害品の譲渡行為等の規制、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備（未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大）（2016.1.1施行（除斥期間の延長に関する部分のみ2015.7.10施行））→営業秘密侵害品の税関での輸出入差止制度の導入（平成28年関税法の一部改正）（2016.6.1施行）
平成30(2018)年	①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加、②技術的制限手段に係る規律強化、③証拠収集手続の強化（②2018.11.29施行、①・③2019.7.1施行）
令和5(2023)年	①形態模倣品の提供行為に係る不正競争行為に電気通信回線を通じて提供する行為を追加、②営業秘密・限定提供データの保護の拡充（限定提供データの定義の見直し、損害賠償額の算定規定・使用等の推定規定の拡充、国際的な営業秘密侵害に係る手続（裁判管轄・適用範囲）の追加、③外国公務員贈賄罪に係る規律の強化（法定刑の引上げ、場所的適用範囲の拡大）等（2024.4.1施行）

3. 我が国法体系上の位置づけ

1 民法との関係：不法行為法の特別法

- 民法第709条 → 不法行為による損害賠償請求権
「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」
- 不正競争防止法 → 差止請求権の法定

2 知的財産法との関係：知的財産法の一環

- 「不正競争」に該当する行為の規制 (=行為規制) により知的財産の保護等を図る
※ 産業財産権法（特許、実用新案、意匠、商標）は客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図る

3 刑法・刑事訴訟法との関係：贈賄及び営業秘密に係る不正行為の処罰による補完等

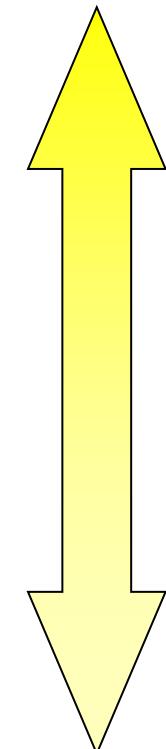
- 詐欺罪、贈収賄罪、窃盗罪や横領罪等の補完
- 法人処罰に係る公訴時効期間（法人処罰の基となった個人の罪の時効期間まで伸長）
- 営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続の特例

4 独占禁止法等との関係：競争秩序維持の一翼

- 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）‥「公正かつ自由な」競争秩序の維持
- 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）‥一般消費者の利益保護（一般消費者による自主的かつ合理的な選択等）

(参考) 我が国知的財産法の体系的整理

知的財産法の種類	メリット	デメリット	
審査登録・権利付与型 〔 特許法 意匠法 商標法 〕	<ul style="list-style-type: none"> 権利として保護すべきものか否かを権利付与の段階で予め振り分け可能 裁判所の他に審査機関を設けることで、裁判所の負担を軽減し、専門機関による安定した高度の判断が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 審査官が必要 登録機関が必要 	社会的コスト 大 規制対象行為の明確性 大
無審査登録・権利付与型 (実用新案法)	<ul style="list-style-type: none"> 権利の存否の明確化 登録制度により譲渡を可能とすることで資金回収手段を豊富化できる 	登録機関が必要	
無登録・権利付与型 (著作権法)	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制型よりやや強い保護 (営業上の利益の侵害を要件とせずに差止請求が可能) 	保護対象によっては、過剰な保護になる可能性あり	
行為規制型 (不正競争防止法)	不法行為法より違法行為類型が明確化される	保護を受ける地位の譲渡ができない可能性あり	
不法行為法	新たな事案に対して柔軟に対応できる	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象行為の明確性に欠ける 損害賠償のみ 	
契約による保護	当事者の意思に従った保護が可能	契約当事者以外の第三者に対して効力がない	社会的コスト 小 規制対象行為の明確性 小



4. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

①周知な商品等表示の混同惹起（1号）

②著名な商品等表示の冒用（2号）

③他人の商品形態を模倣した商品の提供（3号）

④営業秘密の侵害（4号～10号）

⑤限定提供、データの不正取得等（11号～16号）

⑥技術的制限手段の妨げ（17号～18号）による提供を不正取得等

⑦ドメイン名の不正取得等（19号）

⑧商品原産地・サービスの誤認惹起表示（20号）

⑨信用毀損行為（21号）

⑩代理人等の商標冒用（22号）

1 外国国旗、紋章等の不正使用（16号）

2 国際機関の標章等の不正使用（17号）

3 外国公務員等への贈賄（18号）

民事措置と刑事措置あり（①②③④⑥⑧）

民事措置のみ（⑤⑦⑨⑩）

刑事措置のみ

措置の内容

民事措置

- 差止請求権（第3条）
- 損害賠償請求権（第4条）
- 損害額・不正使用の推定等（第5条等）
- 書類提出命令（第7条）
- 営業秘密の民事訴訟上の保護（第10条等）
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置（第14条）
- 国際的な営業秘密侵害に係る手続（第19条の2等）
(裁判管轄、適用範囲)

刑事措置（刑事罰）

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

○罰則（第21条）※いずれも併科あり

- ・外国公務員贈賄罪：10年以下の拘禁刑又は3000万円以下の罰金
- ・営業秘密侵害罪：10年以下の拘禁刑又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
- ・その他：5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金

○法人両罰（第22条）

- ・外国公務員贈賄罪：10億円以下の罰金
- ・営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下の罰金
- ・その他：3億円以下の罰金

○国外での行為に対する処罰（第21条第8項・第9項・第10項・第11項）

（営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪）

○営業秘密侵害行為による不当収益等の没収（第21条第13項等）

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言い換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

(参考) 不正競争防止法の禁止行為と救済措置

対応条文	関係する国際条約	民事措置						刑事措置※2				水際措置 (関税法)	
		差止請求権 (第3条)	損害賠償請求権 (第4条)	損害額の推定規定(第5条)※1			使用の推定 (第5条の2)	相当な損害額の認定 (第9条)	罰則 (第21条第1～5項)	未遂処罰 (第21条第6項)	没収規定	法人両罰 (第22条第1項)	
第2条第1項第1号	パリ条約第10条の2(3)1	○	○	○	○	○		○	③			③	○
第2条第1項第2号		○	○	○	○	○		○	③			③	○
第2条第1項第3号		○	○	○	○	○		○	③			③	○
第2条第1項第4～10号	TRIPS協定第39条2	○	○	○	○	○ (10号除く)	○ (生産方法等のみ)	○	② (海外使用等は①)	○ (一部除く)	○	②(一部) (海外使用等は①(一部))	○
第2条第1項第11～16号		○	○	○	○	○		○					
第2条第1項第17・18号		○	○		○			○	③			③	○
第2条第1項第19号		○	○		○	○		○					
第2条第1項第20号	パリ条約10条(1)、 10条の2(3)3	○	○		○			○	③			③	
第2条第1項第21号	パリ条約第10条の2(3)2	○	○		○			○					
第2条第1項第22号	パリ条約第6条の7	○	○	○	○	○		○					
第16条	パリ条約第6条の3(1)a、 (9)、(2)								③			③	
第17条	パリ条約第6条の3(1)b								③			③	
第18条	OECD 外国公務員 贈 賄 防 止 条 約								①			①	
第10条									③			③	

※1 損害額の推定(第5条)の推定額の算定方法

第1項：被侵害者の商品単位の利益額×侵害品譲渡数量（第1号）

+

第1号で控除した数量に応じた相当な使用許諾料額（第2号）

☆販売等の能力に応じた数量を超える数量や、販売することができないとする事情がある場合に当該事情に相当する数量は、第1号の侵害品譲渡数量から控除される。

第2項：侵害者が得た利益額

第3項：使用許諾料相当額

※2 刑事措置の内容

① (個人) 拘禁刑10年以下、罰金3000万円以下 (法人) 罰金10億円以下

② (個人) 拘禁刑10年以下、罰金2000万円以下 (法人) 罰金5億円以下

③ (個人) 拘禁刑5年以下、罰金500万円以下 (法人) 罚金3億円以下

5. 不正競争行為類型の概要（1）

①周知表示混同惹起行為

(第2条第1項第1号・第21条第3項第1号)

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他の商品・営業と混同を生じさせる行為

事例(民事)

ソニー(株)の有名な表示である「ウォークマン」と同一の表示を看板等に使用したり「有限会社ウォークマン」という商号として使用した業者に対し、その表示の使用禁止及び商号の抹消請求が認められた。

(千葉地判平8.4.17)

事例(民事)

真正品



類似品



(東京地判平20.12.26)

事例(民事)

有名コーヒーチェーンの「珈琲所コメダ珈琲店」と類似する店舗外観を使用した同業者に対し、店舗外観の使用禁止が認められた。

(東京地判平28.12.19)

事例(民事)

真正品
(BAO BAO ISSEY MIYAKE)



類似品



(東京地判令元.6.18)

民事規定（第2条第1項第1号）

他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

適用除外（第19条）

52~53頁参照

①商品・営業の普通名称や慣用表示を普通に用いる方法での使用（第1項第1号）

例) 普通名称：「弁当」、「酒」、「醤油」、「黒酢」、「紅いもタルト」
慣用表示：「幕の内」(弁当)、渦巻き看板(床屋)

②自己の氏名の不正の目的でない使用（第1項第2号）

③コンセント制度による登録を受けた登録商標の不正の目的でない使用（第1項第3号）

④周知性獲得前からの不正の目的でない使用（第1項第4号）

☆「商品等表示」(第2条第1項第1号)

- ・人の業務に係る氏名、商号、商標、標章
- ・商品の容器・包装
- ・その他の商品又は営業を表示するもの

⇒「商品の出所」又は「営業の主体」を示す表示であること！

- ・「商標」：商標法第2条第1項に規定する商標をいう（第2条第2項）
- ・「標章」：商標法第2条第1項に規定する標章をいう（第2条第3項）

商標

商品の容器

動く看板

商品の形態

ウォークマン



※ 「商品等表示」は、自他識別力又は出所表示機能を有するものでなければならず、表示が、単に用途や内容を表示するに過ぎない場合には商品等表示に含まれない。例えば、書籍や映画の題名は、著作物たる書籍や映画を特定するものであって、商品やその出所ないし放映・配給事業を行う営業主体を識別する表示として認識されるものではない等として「商品等表示」に該当しないとした裁判例がある。

☆「需要者の間に広く認識されている」(周知性)

- ・「需要者」：商品等の取引の相手方をいう。最終需要者に至るまでの各段階の取引業者も含まれる。
- ・「広く認識」：全国的に知られている必要はなく、一地方であっても足りる。

☆「他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」

⇒混同は、現に発生している必要はなく、混同が生じるおそれがあれば足りる。

⇒「広義の混同」も含むとされる。

・「狭義の混同」：競争関係の存在を前提に直接の営業主体の混同を生じさせる行為

・「広義の混同」：緊密な営業上の関係や同一の表示の商品化事業を営むグループに属する関係があると誤信させる行為

刑事規定（第21条第3項第1号）

不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる不正競争を行ったとき

→罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

水際措置

関税法（第69条の4、第69条の13）

67～73頁参照

74～77頁参照

5. 不正競争行為類型の概要（2）

②著名表示冒用行為

(第2条第1項第2号・第21条第3項第2号)

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為



民事規定（第2条第1項第2号）

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

顧客吸引力の不当な利用

ブランドイメージの汚染

ブランドイメージの稀釈化

適用除外（第19条）

- ①商品・営業の普通名称や慣用表示を普通に用いる方法での使用（第1項第1号）
- ②自己の氏名の不正の目的でない使用（第1項第2号）
- ③コンセント制度による登録を受けた登録商標の不正の目的でない使用（第1項第3号）
- ④著名性獲得前からの不正の目的でない使用（第1項第5号）

52~53頁参照

☆「著名な」

- 全国的に知られていることが必要（単に「広く認識」されているだけでは足りない）。
- 特定の分野に属する取引者、需要者に留まらず、特定者を表示するものとして世間一般に知られている。

刑事規定（第21条第3項第2号）

67～73頁参照

他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第2条第1項第2号に掲げる不正競争を行ったとき

→罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

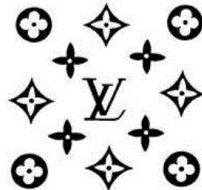
水際措置

74～77頁参照

関税法（第69条の4、第69条の13）

事例(民事)

原告表示



被告商品



(ルイ・ヴィトン事件－知財高判平30.10.23)

事例(民事)

三菱の名称及び三菱標章（スリーダイヤのマーク）が企業グループである三菱グループ及びこれに属する企業を示すものとして著名であるとして、信販会社、建設会社や投資ファンドへの使用を差し止めた。

（三菱信販事件－知財高判平22.7.28）

（三菱ホーム事件－東京地判平14.7.18）

（三菱クオンタムファンド事件－東京地判平14.4.25）

事例(民事)

任天堂の「MARIO KART」「マリオ」等と類似する
「MariCar」、キャラクターコスチューム等の表示を使用した被告
に対して、著名表示冒用行為に当たるとして使用差止め等と
損害賠償が命じられた。



原告表示



被告コスチューム

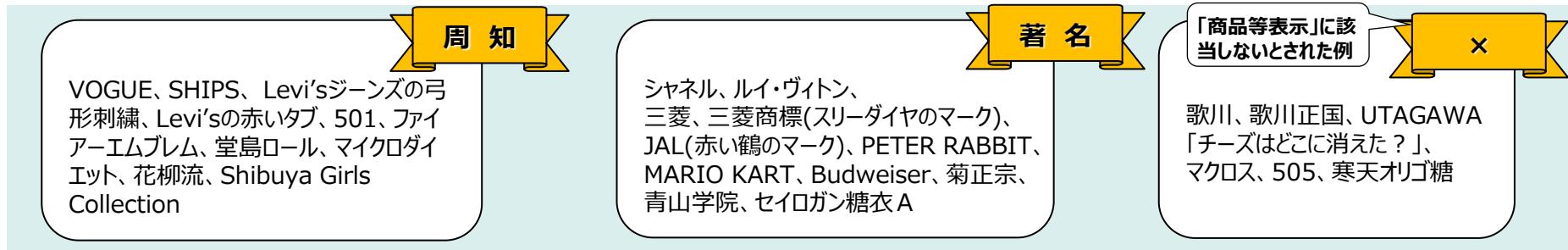
(マリカー事件－知財高判令2.1.29)

(参考) 第1号と第2号の比較／不正競争防止法と商標法の比較

周知表示混同惹起行為(第1号)と著名表示冒用行為(第2号)の構成要件の比較

	商品等表示の知名度・認知度	商品等表示の範囲	混同惹起行為の要否	不正とされる行為の態様
1号	需要者の間で広く知られている <周知>	同一 又は 類似	○	—
2号	全国的に需要者以外にも広く知られている <著名>		×	「自己の商品等表示として」、右記の行為をする必要

＜裁判例における商品等表示の例＞



不正競争防止法と商標法の比較

	不正競争防止法	商標法
保護対象	「商品等表示」(第2条第1項第1号) 人の業務に係る氏名、商号、 商標、標章 （商標法第2条第1項に規定する商標・標章をいう）、商品の容器若しくは包装その他 の商品又は営業を表示するもの	「商標」(第2条第1項) 人の知覚によって認識することができるもののうち、標章（文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）であつて ①業として…（略）…その商品について使用するもの ②業として…（略）…その役務について使用するもの
保護方法	他人の商品等表示を使用等する行為を「不正競争」として禁止（ 登録は不要 ）	「商標権」の付与により保護（特許庁による審査・ 登録が必要 ）
保護範囲	表示	同一又は類似の範囲について他者の使用を禁止できる
	商品/役務	指定商品・役務と同一又は類似の範囲

5. 不正競争行為類型の概要（3）

③形態模倣商品の提供行為

(第2条第1項第3号・第21条第3項第3号)

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為

事例(民事)

真正品(たまごっち)



模倣品



(東京地判平10.2.25)

おもちゃのように多品種少量生産であつたり、ファッショングルのよう商品サイクルが短いものは、意匠権を取得している時間や費用が捻出できない。

事例(民事)

真正品(ザ・リラクス)



模倣品



(東京地判平30.8.30)

民事規定（第2条第1項第3号）

他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

※「商品の形態」：第2条第4項で規定
※「模倣する」：第2条第5項で規定

次頁参照

適用除外（第19条）

52～53頁参照

(1) 日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為（第1項第6号イ）

(2) 譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡、輸入等する行為（第1項第6号ロ）

刑事規定（第21条第3項第3号）

67～73頁参照

不正の利益を得る目的で第2条第1項3号に掲げる不正競争を行ったとき

→罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

水際措置

74～77頁参照

関税法（第69条の4、第69条の13）

☆「商品の形態」(第2条第4項)

需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識できる、商品の外部及び内部の形状並びに形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感

☆「模倣する」(第2条第5項)

他人の商品の形態に依拠して、
これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと

商品の内部の形状・構造 ※外観上認識できるか否か。

- ・肯定例 小型ショルダーバッグ（東京地判平13.12.27）
- ・否定例 断熱ドレンホース（大阪地判平 8.11.28）

保護を受けられない形態

- ・商品の機能を確保するために不可欠な形態（第3号括弧）
- ・ありふれた形態（コイル状ストラップ付タッチペン事件－東京地判平24.12.25）
→同種の商品と比べて何の特徴もないありふれた形態である場合には、特段の資金や労力をかけることなく作り出すことができるものであるから、保護される「商品の形態」に該当しないと解すべき。

- ・独自に創作した場合は該当しない。

- ・実質的同一性については、形態に改変があった場合、改変の着想の難易、改変の内容・程度、改変による形態的な効果等を総合的に判断。

(参考) 不正競争防止法と意匠法の比較

	不正競争防止法	意匠法
保護対象	<p>「商品の形態」(第2条第4項)</p> <p>商品の内部及び外部の形状、形状に結合した模様、色彩、光沢、質感 ※いずれも「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる」ものに限る。</p>	<p>「意匠」(第2条第1項)</p> <p>物品（部分を含む）の形状、模様、色彩、上記の結合。 建築物（部分を含む）の形状、模様、色彩、上記の結合。 画像（一部の画像に限り、部分を含む）。 ※いずれも「視覚を通じて美感を起こさせる」ものに限る。</p>
保護方法	<p>模倣品の譲渡行為等を「不正競争」として禁止 <u>（登録は不要）</u></p> <p>※意匠法のような新規性や創作非容易性は要しない。</p>	<p>「意匠権」の付与により保護（特許庁による審査・<u>登録が必要</u>）</p> <p><主な登録要件（第3条）></p> <ul style="list-style-type: none">・工業上利用できる意匠（量産可能なもの）であること・公に知られた意匠（類似を含む）でないこと（新規性）・容易に創作できた意匠でないこと（創作非容易性）
保護期間	日本国内で最初に販売された日から3年以内（第19条第1項第6号イ）	意匠出願日から最長25年（第21条）
保護を受けられないもの	<ul style="list-style-type: none">・商品の機能を確保するために不可欠な形態（第3号括弧）・ありふれた形態（東京地判平24.12.25）	<ul style="list-style-type: none">・公序良俗を害するおそれのある意匠・他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠・物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠（第5条）

5. 不正競争行為類型の概要（4）

④ 営業秘密の侵害

(第2条第1項第4号～第10号・
第21条第1項、第2項、第4項、第5項)



企業の研究・開発や営業活動の過程で 生み出された様々な営業秘密

(例)

- ・顧客名簿や新規事業計画、価格情報、
対応マニュアル（**営業情報**）
- ・製造方法・ノウハウ、新規物質情報、設計図面
(**技術情報**)

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、
若しくは第三者に開示する行為等



企業が正常な努力を払う
インセンティブが減退

競争秩序ひいては日本全体のイノベーション
に悪影響

事例(民事)

投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。（知財高判平24.7.4）

事例(民事)

家電量販大手の元幹部社員が、退職し同業他社へ転職する際、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事案。営業秘密の使用差止及び損害賠償請求が認められた。（大阪地判令2.10.1）

事例(刑事)

通信教育業を営む会社でシステム開発に従事する者（派遣労働者）が、約3000万件の顧客データを私物スマートフォン等に複製して持ち出し、このうち約1000万件のデータをインターネット上にアップロードして名簿会社等に開示した事案。懲役2年6月、罰金300万円が言い渡された。
(ペニッセ事件－東京高判平29.3.21)

事例(刑事)

フラッシュメモリの共同開発に携わっていた東芝連携企業従業員の技術者が、東芝のデータベースからフラッシュメモリ開発にかかる営業秘密データを記録媒体に複製して持ち出し、韓国企業に開示した事案。懲役5年、罰金300万円の実刑が科された。
(東芝フラッシュメモリ事件－東京高判平27.9.4)

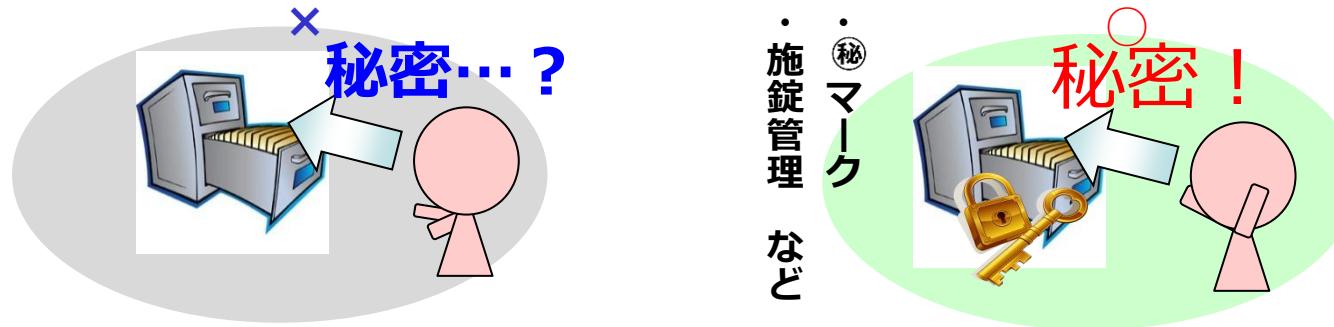
「営業秘密」として法律による保護を受けるための3つの要件

不正競争防止法第2条第6項

この法律において「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密したい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。（「営業秘密管理指針」（次項参照））



②有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

(参考) 営業秘密管理指針

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>

営業秘密管理指針について

- 法的保護を受けるために必要となる**最低限の水準の対策**を示すものとして策定。
- その後、働く環境・情報管理のあり方等の変化を背景とした営業秘密を取り巻く環境の変化や裁判例の蓄積等を踏まえた改訂を実施。

秘密情報の保護ハンドブック^{※1}
(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針 (法的保護レベル)

※1 「秘密情報の保護ハンドブック」については、本テキスト79頁以降に解説。

<秘密管理性の法的保護レベル>

営業秘密保有企業の秘密管理意思^(※2)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性^(※3)が確保される必要がある。(指針7頁)

※2 特定の情報を秘密として管理しようとする意思。
※3 情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。

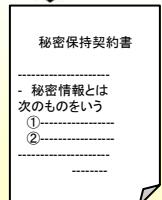
⇒ つまり、情報に接することができる従業員等にとって、
秘密だと分かる程度の措置が必要



企業の実態・規模等に応じた合理的手段でよい

<秘密だと分かる程度の措置の例>

- 紙、電子記録媒体への「マル秘^(※)」表示
- 化体物（金型など）のリスト化
- アクセス制限
- 秘密保持契約等による対象の特定



上記はあくまで例示であり、**認識可能性**がポイント。

21頁の事例で考えてみよう（いずれも営業秘密として肯定された例）

事例

投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。（知財高判平24.7.4）

事例

家電量販大手の元幹部社員が、退職し同業他社へ転職する際、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事案。営業秘密の使用差止及び損害賠償請求が認められた。（大阪地判令2.10.1）

	事例 1	事例 2
営業秘密	顧客情報（氏名・年齢・勤務先・年収・所有物件・賃貸状況などで構成）	リフォーム事業に属する機密情報
秘密管理性	<ul style="list-style-type: none">入室が制限された施錠付きの部屋において保管その利用は、営業本部の従業員等に限定 <p>※営業のため自宅に持ち帰られたりしていた事情があっても、秘密であることの認識を失わせるものではない</p>	<ul style="list-style-type: none">情報管理に関する規定の整備 (就業規則等の定め、情報管理に関する運用)データへのアクセス制限情報の性質・内容 ※社内向け資料として作成され、内部で保存されており、社外への開示は当然許されていないものと認識しうるもの
有用性	この顧客情報を使って営業を行えば効率的に契約を成立させ得るもの	競業他社にとって、自社の商品開発の際に参考になり、経営効率の改善等に資するもの
非公知性	一般に知られていない情報	一般に知られていない情報

営業秘密侵害行為類型（民事）

不正競争行為の対象

不正競争行為の対象外

営業秘密保有者 A

権原のない者 B

取得時悪意転得者 D

第5号
(Bからの取得)
第8号
(Cからの取得)

第2条第6項

「営業秘密」

- i 秘密管理性
- ii 有用性
- iii 非公知性



社内での閲覧
業務委託契約等

権原のある者 C
(Aの従業員、業務委託先・下請企業等)

※「限定提供データ」と比べ、「営業秘密」の場合、権原のある者 C は、営業秘密保有者内の従業員など、より近い関係である場合が多い。

取得
※秘密保持義務
付き

使用

開示

図利加害目的

使用

開示

第7号

●不正使用行為によって生じた物の取扱い

営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、対象とする。（第10号）

適用除外（第19条）

52~53頁参照

④～⑨については、その営業秘密が不正取得されたり、不正開示されたりしたものであることについて善意・無重過失で、その営業秘密をライセンス契約などの取引により取得した者が、そのライセンス契約などの範囲内で、その営業秘密を使用・開示する行為には適用されない（取得後に悪意となった場合も含む）。（第19条第1項第7号）

⑩については、時効の成立により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物には適用されない。（同項第8号）

※「不正な経緯」とは、Bの不正取得行為、Cの不正開示行為（図利加害目的で開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反して開示する行為）を指す。

取得時善意転得者 E

第19条第1項
第7号
(適用除外)

第6号
(Bからの取得)
第9号
(Cからの取得)



※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、使用又は開示を許された範囲。

- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。次号から第九号まで、第十九条第一項第七号、第二十一条及び附則第四条第一号において同じ。）
- 五 その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことをして、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について営業秘密不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことをして、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。）

「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的」 (図利加害目的)とは…

- 「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる。
※公序良俗又は信義則に反する形であれば、その目的は経済的利益か、非経済的利益かを問うものではない。
※第三者には、ライバル企業・研究機関などだけではなく、外国政府機関・関係者なども含まれる。
- 「営業秘密保有者に損害を加える目的」とは、営業秘密の保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的のことをいい、現実に損害が生じることは要しない。
- 刑事規定における図利加害目的も同様。

水際措置

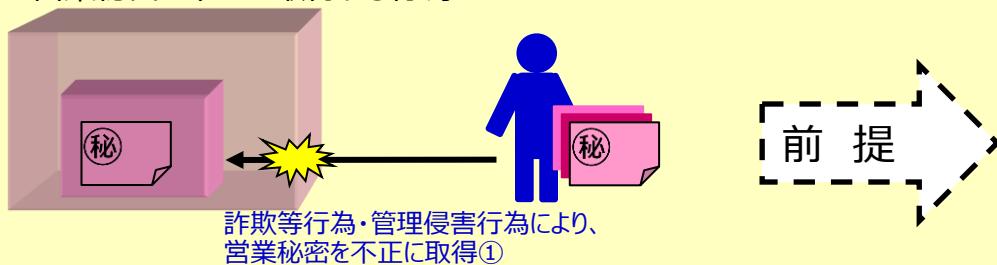
74～77頁参照

関税法（第69条の4、第69条の13）

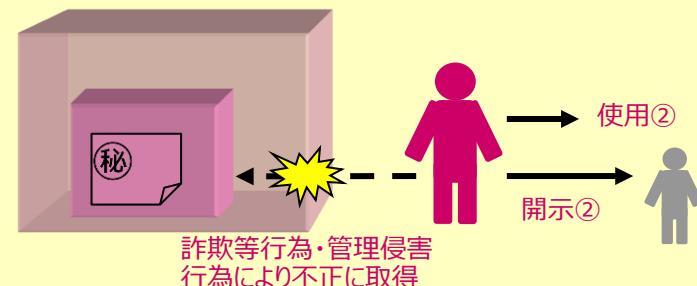
営業秘密侵害罪の類型 (刑事) (第21条第1項、第2項、第4項、第5項) ①

○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン（21条1項）

（1号）図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

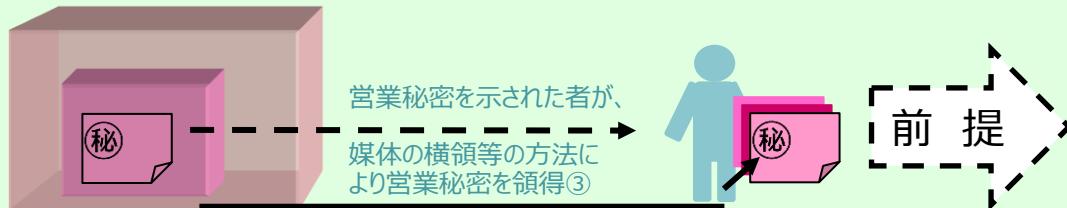


（2号）不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

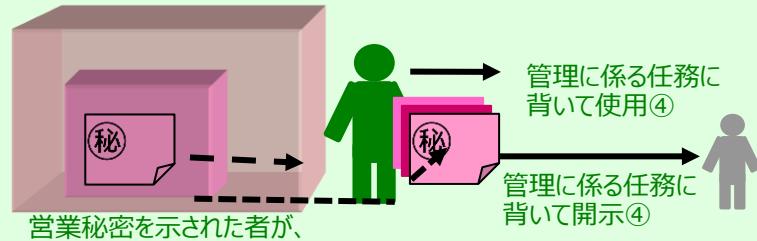


○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン（21条2項）

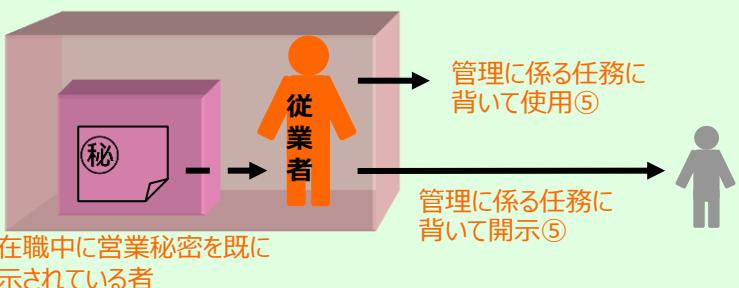
（1号）営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反＋仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



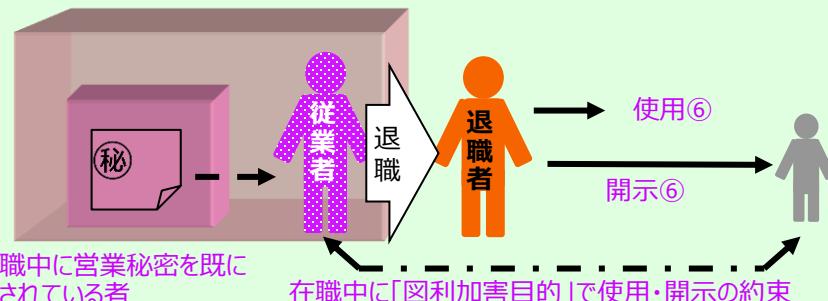
（2号）営業秘密を保有者から示された者が、第2項第1号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



（3号）営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



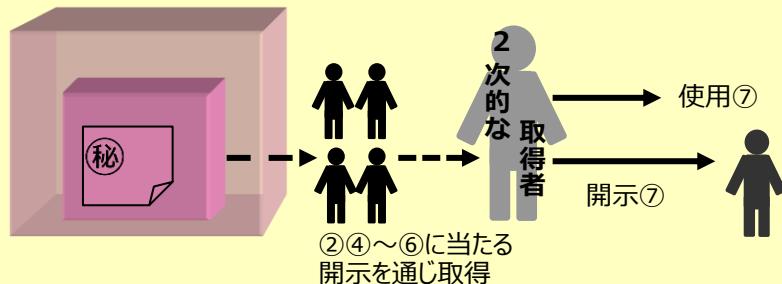
（4号）営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



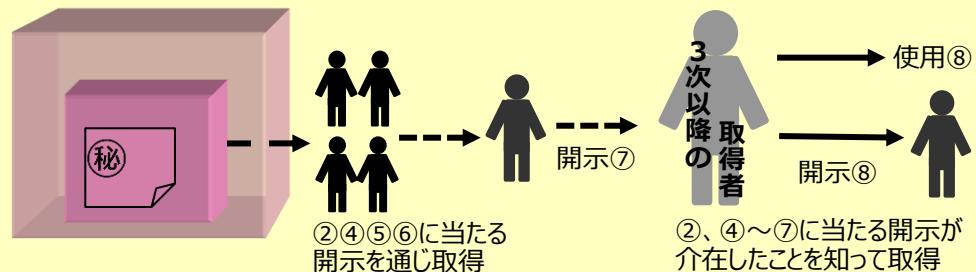
営業秘密侵害罪の類型 (刑事) (第21条第1項、第2項、第4項、第5項) ②

○転得者による使用・開示のパターン (21条1項)

(3号) 図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為
(2次的な取得者を対象)



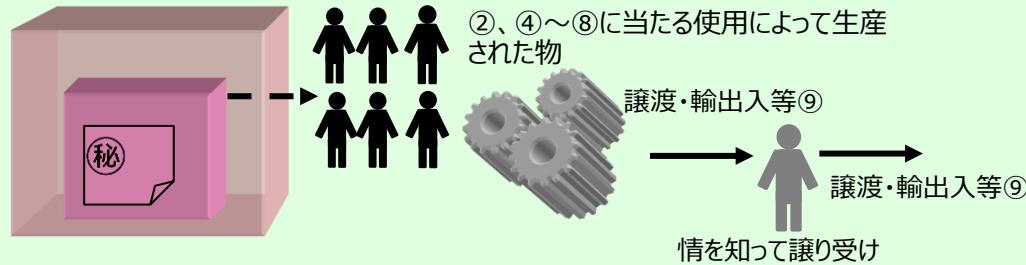
(4号) 図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（3次以降の取得者をすべて対象）



※3次以降の取得者までの転々流動の過程で善意者が存在したとしても、当該3次以降の取得者が、いずれかの者による「不正な開示」が介在したことを知って取得し、不正使用・開示した場合は、処罰対象となり得る。

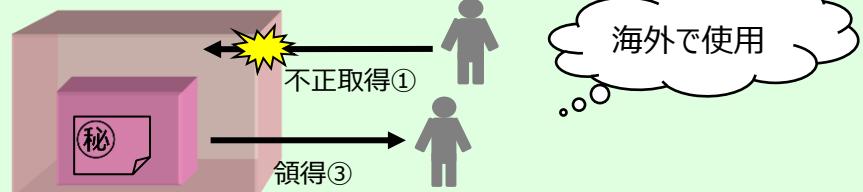
○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン (21条1項、2項)

(1項5号及び2項5号)
図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用（海外重課の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



○海外重罰のパターン (21条4項、5項)

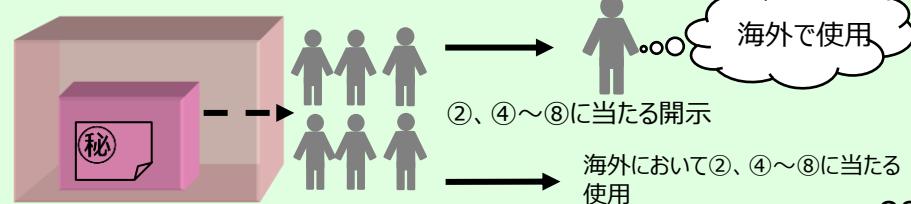
(4項1号、5項1号)
日本国外で使用する目的での①又は③の行為



(4項2号、5項2号)
日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

(4項3号、5項3号)

日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



刑事規定 (第21条第1項、第2項、第4項、第5項)

罰則：10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

刑事規定（第21条第1項、第2項）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）により、営業秘密を取得したとき。
 - 二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示したとき。
 - 三 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。
 - 四 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前二号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前二号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。
 - 五 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号から前号まで又は第四項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供したとき（当該物が違法使用行為により生じた物であるとの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した場合を除く。）。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得したもの
 - イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。
 - ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
 - ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。
 - 二 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示したもの
 - 三 営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示したもの（前号に掲げる者を除く。）
 - 四 営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示したもの（第二号に掲げる者を除く。）
 - 五 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号から前号まで又は第五項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号において「従業者等違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が従業者等違法使用行為により生じた物であるとの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

刑事規定（第21条第4項、第5項）

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号の罪を犯したとき。
- 二 相手方に日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をしたとき。
- 三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をしたとき。
- 四 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 日本国外において使用する目的で、第二項第一号の罪を犯した者
- 二 相手方に日本国外において第二項第二号から第四号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者
- 三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第二項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者

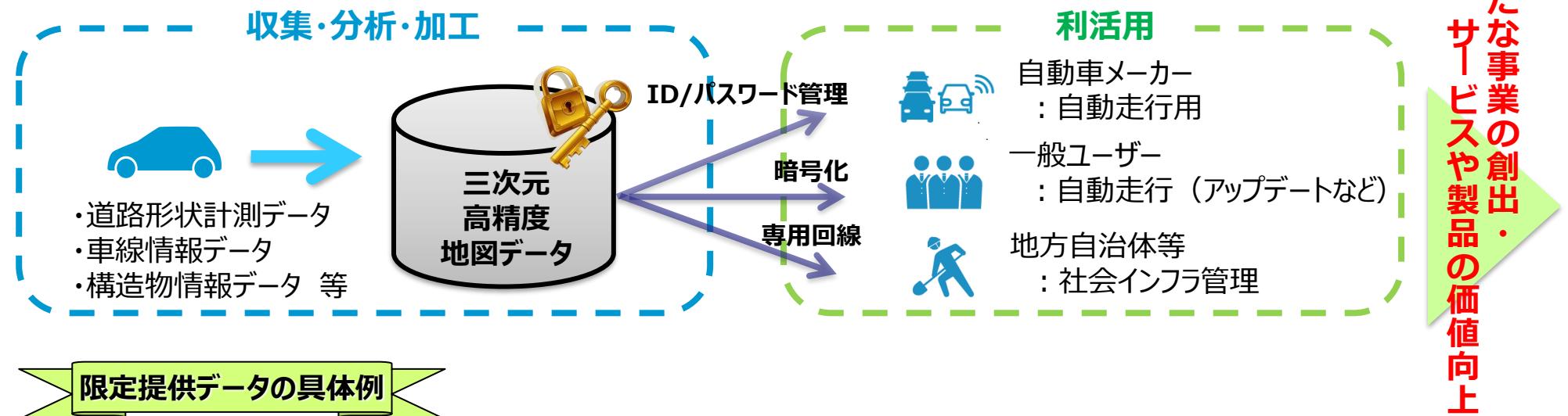
5. 不正競争行為類型の概要（5）

⑤限定提供データの不正取得等 (第2条第1項第11号～第16号)

窃取等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

<限定提供データのイメージ>

企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービス製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。



限定提供データの具体例

外部提供用データ	提供者	利用方法
機械稼働データ (船舶のエンジン稼働データ等)	データ分析事業者（船会社、造船メーカー等からデータを収集）	データ分析事業者が、船舶から収集されるリアルデータを収集、分析、加工したものを造船所、船舶機器メーカー、気象会社、保険会社等に提供。提供を受けた事業者は、 <u>造船技術向上</u> 、 <u>保守点検</u> 、 <u>新たなビジネス等</u> に役立てている。
車両の走行データ	自動車メーカー	自動車メーカーが、災害時に <u>車両の走行データ</u> を公共機関に提供。公共機関は、 <u>道路状況把握</u> 等に役立てている。

「限定提供データ」として法律による保護を受けるための3つの要件

不正競争防止法第2条第7項

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により②相当量蓄積され、及び③管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。

限定提供データの3要件



「業として特定の者に提供する」（限定提供性）

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

- 事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

- 事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

- 事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

保護の対象とならないもの

- ・営業秘密（第2条7項括弧書）
- ・オープンなデータと同一のもの（第19条第1項第9号ロ）

52～53頁参照

限定提供データ侵害行為類型

限定提供データ
保有者A



第2条第7項 限定提供

- i 限定提供性
- ii 電磁的管理性
(ID/パスワード等)
- iii 相当蓄積性

※営業秘密及び
オープンなデータと
同一の場合は除く。

第2条第7項括弧書
第19条第1項第9号口
(適用除外)



アクセス権のない者B

第11号

不正アクセス、
詐欺等

取得

使用

開示

取得時悪意転得者D

不正な
経緯を
知つて
取得

使用

開示

第12号
(Bからの取得)
第15号
(Cからの取得)

※「不正な経緯」とは、Bの不正取得行為
又はCの不正開示行為を指す。

取得時善意転得者E

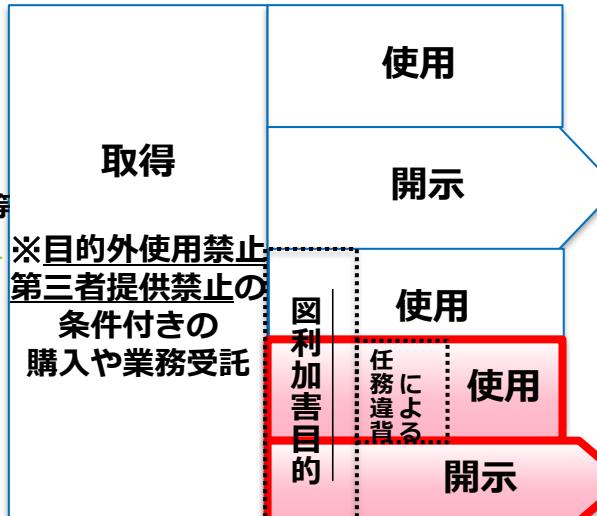
不正な
経緯を
知らず
取得

使用

開示

第19条第1項
第9号イ
(適用除外)

第13号
(Bからの取得)
第16号
(Cからの取得)



第14号

●不正使用行為によって生じた物の取扱い

データの不正使用により生じた物（物品、AI学習済みプログラム等）の譲渡等の行為は、対象としない。

適用除外（第19条第1項第9号イ）

52~53頁参照

・限定提供データの不正開示行為の介在等を知らずに取得し、その後悪意に転じた場合で、取引時の権原の範囲内での開示行為

※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、開示を許された範囲。

民事規定（第2条第1項第11号～第16号）

- 十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- 十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- 十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為
- 十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為
- 十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- 十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があつたこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

※民事規定のみ。刑事規定なし。

(参考) 限定提供データに関する指針

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

限定提供データに関する指針について

- ・限定提供データの客体要件、不正取得類型、著しい信義則類型、転得類型について、具体的な事例を交えて解説。
- ・本指針は限定提供データの定義や不正競争に該当する要件等について、一つの考え方を示すものであるが、法的拘束力を持つものではない。

「限定提供データに関する指針」 目次

限定提供データについて (II.)

- ✓ 限定提供データの定義について解説。

「不正競争」の対象となる行為について(III.)

- ✓ 各行為（「取得」「使用」「開示」）について解説。

不正取得類型について (IV.)

- ✓ 「窃取、詐欺、脅迫その他の不正手段」による取得について解説。

著しい信義則違反類型について (V.)

- ✓ 図利加害目的について解説。
- ✓ 「限定提供データの管理に係る任務に違反して行う」行為について解説

転得類型について (VI.)

- ✓ 取得時悪意の転得類型について解説。
- ✓ 取得時善意の転得類型について解説。

請求権者について (VII.)

- ✓ 請求権者について解説。

(参考) 「営業秘密」と「限定提供データ」の客体と対象行為の比較

		営業秘密	限定提供データ
客体	要件	秘密管理性、有用性、非公知性	限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性
	除外規定	—	営業秘密を除く オープンなデータと同一のものを除く
対象行為	外部者 (権原のない者)	取得	窃取、詐欺等の不正な手段による取得行為
		使用	不正取得後の使用行為
		開示	不正取得後の開示行為
	正当取得者 (権原のある者)	取得	—
		使用	図利加害目的（不正な利益を得る目的または損害を加える目的）での使用行為
		開示	図利加害目的での開示行為
	転得者 (取得時悪意)	取得	不正な経緯について、知って（悪意）または重過失による取得行為
		使用	不正取得後の使用行為
		開示	不正取得後の開示行為
	転得者 (取得時善意)	取得	—
		使用	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかつた場合における、取引時の権原の範囲外の使用行為
		開示	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかつた場合における、取引時の権原の範囲外の開示行為
	侵害品	譲渡	営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡行為

(参考) データの不正使用等に対する主な法制度

	要件		民事措置		刑事罰	限定提供データとの比較
	保護されるデータ	対象行為	差止め	損害賠償	拘禁刑/罰金	
データベースの著作物 (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの	権利者の許諾のない複製等 (態様の悪性は問わない)	○		○	創作性がないデータ(工場の稼働データ等)は保護されない
特許を受けた発明 (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾のない実施等 (態様の悪性は問わない)	○		○	
営業秘密 (不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号)	①秘密管理性 ②非公知性 ③有用性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		○	他者に広く提供されるデータは保護されない
限定提供データ (不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号)	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		×	—
データの不法行為からの保護(民法第709条)	データ一般	故意/過失による権利侵害行為	× (人格権侵害は例外的に○)	○	×	原則として差止めができない
データの契約(債務不履行)による保護 (民法第415条)	データ一般 (契約内容による)	契約違反行為	○ (ただし契約当事者のみ)		×	契約当事者以外に適用できない

5. 不正競争行為類型の概要（6）

⑥技術的制限手段 無効化装置等の提供行為 (第2条第1項第17号、第18号 ・第21条第3項第4号)

技術的制限手段により制限されているコンテンツの視聴や記録、プログラムの実行、情報の処理を可能とする（技術的制限手段の効果を無効化する）装置、プログラム、指令符号、役務を提供等する行為

事例(民事)

携帯型ゲーム機「ニンテンドーDS」等を製造・販売する任天堂及びソフトメーカー54社による、インターネットからダウンロードした違法コピーソフトをニンテンドーDSで起動させることができる「マジコン」と呼ばれる機器を輸入・販売していた者に対する、当該機器の輸入・販売の差止・廃棄請求が認められた事件。
(東京地判平21.2.27)



マジコン

事例(刑事)

B-CASカードを不正に改変してテレビの有料放送を無料で見られるようにしたもの有料放送の契約者以外の者に譲渡した者に対し、懲役2年（執行猶予4年）が科された事件。
(京都地判平24.10.10)



（正規品）

事例(刑事)

専用のビューアソフト以外で電子書籍の視聴ができないよう当該ビューアソフト内に施されていた画面キャプチャ防止機能を無効化するプログラムについて、これをインターネットを通じて頒布した者に対し、懲役刑及び罰金刑が科された事件。この事件の被告人3名のうち、1名に対して懲役2年（執行猶予4年）及び罰金200万円、2名に対して懲役1年6月（執行猶予4年）及び罰金50万円が科された。（最決令3.3.1）

民事規定（第2条第1項第17号、第18号[※]）

(※) 第18号は、他人が特定の者以外の者に影像の視聴等をさせないために用いている技術的制限手段に係る規定。第17号は、第18号に規定する場合以外の技術的制限手段に係る規定。

十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であって、当該指令のみによって一の結果を得ができるものをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十八 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

67～73頁参照

刑事規定（第21条第3項第4号）

不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第2条第1項第17号又は第18号に掲げる不正競争を行ったとき。

→罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

適用除外（第19条）

52～53頁参照

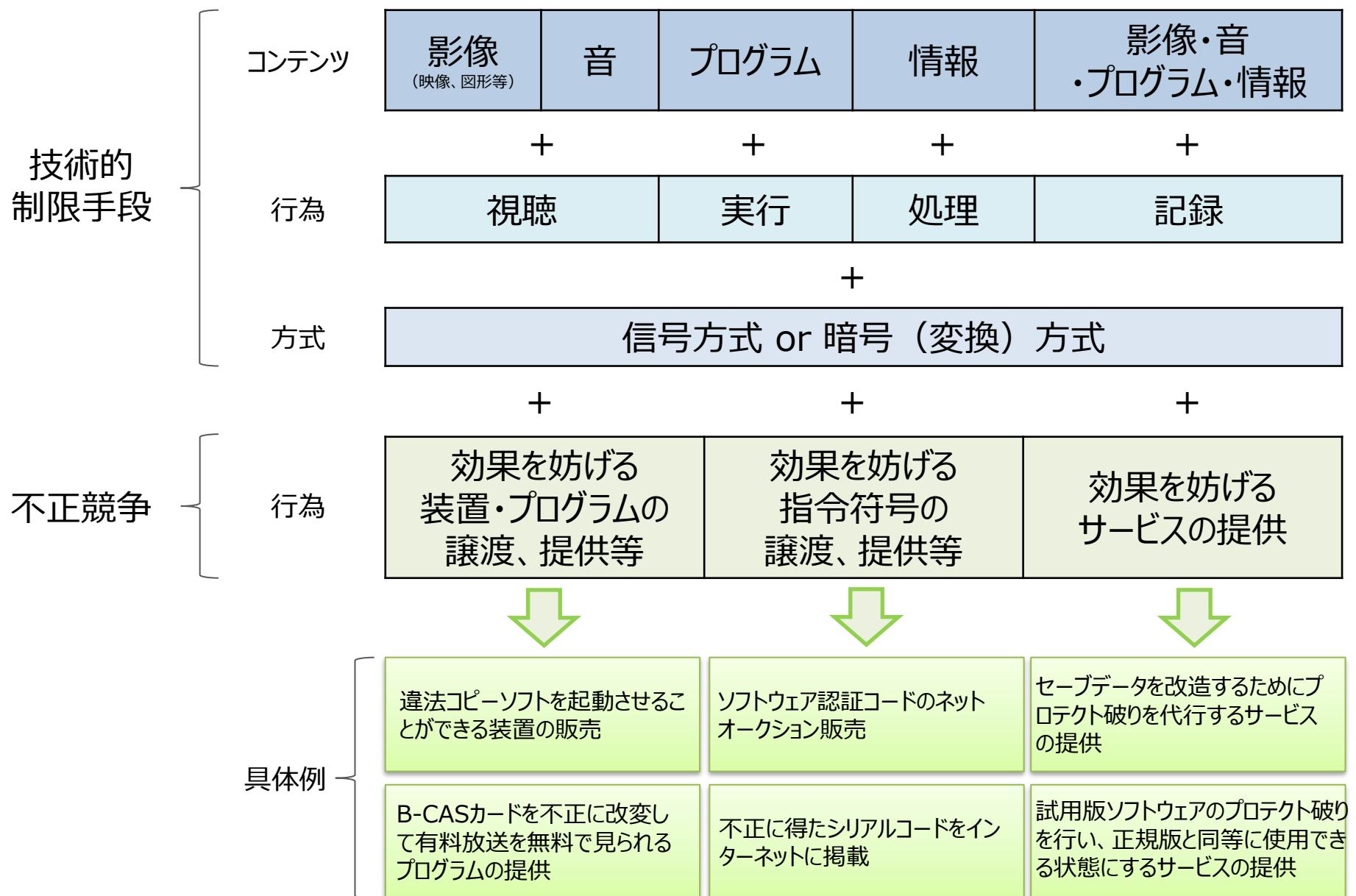
技術的制限手段の試験・研究のために用いられる装置等の譲渡等の行為、技術的制限手段の試験・研究目的で行われる役務の提供行為（第19条第1項第10号）

水際措置

74～77頁参照

関税法（第69条の4、第69条の13）

技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の概要



技術的制限手段とは（第2条第8項）

★音楽・映画・写真・ゲーム等のコンテンツの無断コピーや無断視聴を防止するための技術

▶コピーコントロール技術（例）

- コンテンツに信号を付して、コピーを制限（SCMS、CGMS）
- コピーしようとすると、真正データを伝送せず、雑音を入れる（不完全なコピー作成：マクロビジョン）

▶アクセスコントロール技術（例）

- コンテンツを暗号化して、契約者以外の視聴を制限（スクランブル放送）

☆「技術的制限手段」（第2条第8項）の構造

電磁的方法^{※1}

により

- ①-1 影像若しくは音の視聴
- ①-2 プログラムの実行
- ①-3 情報^{※2}（電磁的記録に記録されたものに限る。）の処理

- ② 影像、音、プログラムその他の情報の記録

※1 「電磁的方法」とは、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法」をいう。

※2 「情報」とは、「影像」、「音」、「プログラム」及びこれらに該当しない電子データを含む概念をいう。

を制限する手段であって、

視聴等機器^{※3}が特定の反応をする信号を

記録媒体に記録し

送信する

方式によるもの

視聴等機器が特定の変換を必要とするよう
影像、音、プログラムその他の情報を

変換して

記録媒体に記録し

送信する

方式によるもの

※3 「視聴等機器」とは、「影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録のために用いられる機器」をいう。

技術的制限手段に対する「不正競争」とは（第2条第1項第17号・第18号）

➤不正な改造装置の譲渡等

正規ゲーム機に装着し、海賊版ゲームソフトを正規ゲーム機によって作動可能にする改造装置を販売等する行為

➤暗号を無効化するプログラムの提供

衛星放送の暗号を無効化するプログラムをインターネットを通じた提供

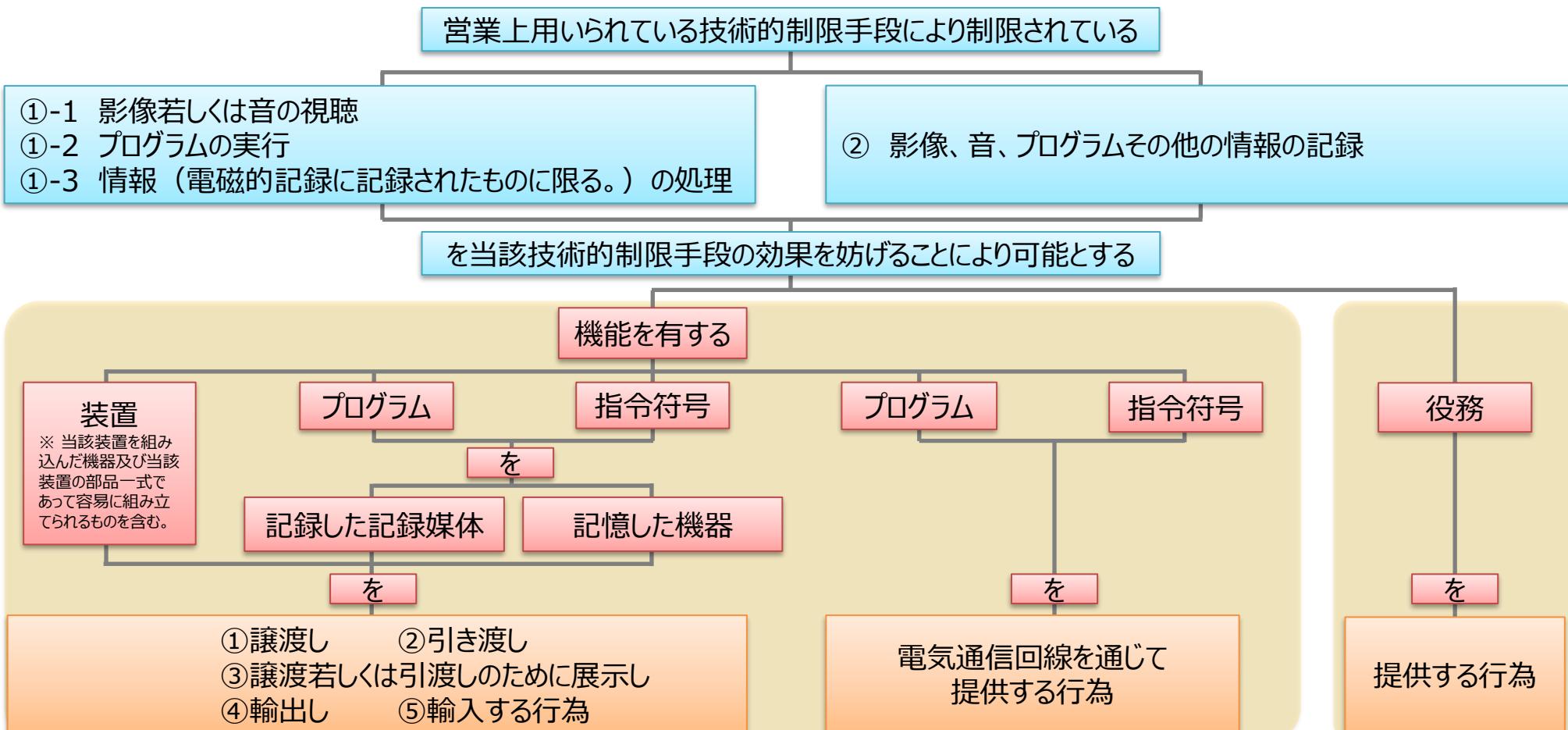
➤代理改ざんサービスの提供

依頼者からゲーム機を預かり、海賊版ゲームの実行を可能とする改造やセーブデータの改ざんをするサービス

➤不正なシリアルコードの提供

ビジネスソフトを不正に作動するためのシリアルコードの提供

☆技術的制限手段に対する「不正競争」（第2条第1項第17号・第18号）の構造



5. 不正競争行為類型の概要（7）

⑦ドメイン名の不正取得等の行為 (第2条第1項第19号)

図利加害目的で、他人の商品・役務の表示（特定商品等表示）と同一・類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有、又はそのドメイン名を使用する行為

☆「ドメイン名」(第2条第10項)

インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号、文字の組合せ（IPアドレス）に対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう

（ドメイン名の例）

URLの場合

<https://www.meti.go.jp>

電子メールアドレスの場合

example@meti.go.jp

※LAN等、特定の者のみがアクセス可能なネットワークにおいて用いられる数字のアドレス（プライベートIPアドレス）に対応する文字列は含まれない。

事例(民事)

原告の著名な商品等表示である「maxell」と類似する「maxellgrp.com」というドメイン名を使用し、ウェブサイトを開設して、その経営する飲食店（風俗業）の宣伝を行っていた会社に対し、使用許諾料相当額（第5条第3項）の損害賠償（約530万円）が命ぜられた。

（マクセルコーポレーション事件－大阪地判平16.7.15）

事例(民事)

原告の商号である「電通」と類似する「dentsu.org」など8つの「dentsu」を含むドメイン名を取得・保有し、原告に10億円以上の金員で買い受けるように通告してきた被告に対し、ドメイン名の取得、保有及び使用の差止めと登録抹消申請手続、損害賠償（50万円）が命ぜられた。（dentsuドメイン名事件－東京地判平19.3.13）

☆「不正の利益を得る目的」または「他人に損害を加える目的」（図利加害目的）

- ・公序良俗、信義則に反する形で、自己又は他人の利益を不当に図る目的
- ・他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的

具体例

- ・保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する。
- ・他人の顧客吸引力を不当に利用して事業を行う。
- ・他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を取得し、アダルトサイトを開設するなどして相手に損害を加える。

☆「特定商品等表示」（第2条第1項第19号）

- ・人の業務に係る氏名、商号、商標、標章
- ・その他の商品又は役務を表示するもの

- ・「商標」とは、商標法第2条第1項に規定する商標をいう（第2条第2項）。
- ・「標章」とは、商標法第2条第1項に規定する標章をいう（第2条第3項）。

※民事規定のみ。刑事規定なし。

（ただし、ドメイン名を使用する行為が第2条第1項第1号、第2号に該当する場合は、刑事罰の対象となることがある。）

5. 不正競争行為類型の概要（8）

⑧誤認惹起行為

（第2条第1項第20号・第21条第3項第1号・第5号）

商品・役務又はその広告等に、その原産地、品質・質、内容等について誤認させるような表示をする行為、又はその表示をした商品を譲渡等する行為

事例(民事)

富山県氷見市内で製造もされず、その原材料が氷見市内で産出されてもいないうどんに「氷見うどん」等の表示を付して販売する行為は、原産地の誤認に該当するとして、損害賠償（約2億4000万円）が命じられた。（氷見うどん事件－富山地判平18.11.10、名古屋高判平成19.10.24）



事例(刑事)

食肉加工事業者が鶏や豚などを混ぜて製造したミンチ肉に「牛100%」等と表示し、取引先十数社に約138トンを出荷する等して、代金約3900万円を詐取した行為につき、商品の品質・内容を誤認させるとして不正競争防止法及び刑法（詐欺罪）に違反したとして、元社長に対し、懲役4年の実刑が科せられた。（札幌地判平20.3.19）



事例(刑事)

鉄鋼メーカーである被告人が金属製品の検査データを改ざんし、品質に関する基準を満たしていないにもかかわらず、これを満たしたかのように偽り、顧客に交付した行為が、商品の品質について誤認させるような虚偽の表示に当たるとして、罰金1億円が科された。（立川簡判平31.3.14）



（他の裁判例については、49頁参照）

適用除外（第19条）

52~53頁参照

商品・営業の普通名称や慣用表示を普通に用いる方法での使用（第1項第1号）

民事上の請求権者（第3条等）

営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者

※通常は、競争関係にある事業者が該当し、一般消費者には原則として請求主体性が認められない。

＜条文の構成図＞

- ・商品
- ・役務
- (商品又は役務の)
- ・広告

- (商品又は役務の)
- ・取引に用いる書類
- ・取引に用いる通信

に

- (その商品の)
- ・原産地
- ・品質
- ・内容
- ・製造方法
- ・用途
- ・数量

- (その役務の)
- ・質
- ・内容
- ・用途
- ・数量

について

誤認させる
ような表示

を

③「誤認させるような表示」に該当するか

- ・する行為（表示行為自体）

- (した商品を)
- ・譲渡する行為
- ・引き渡す行為
- ・譲渡or引渡しのために展示する行為
- ・輸出する行為
- ・輸入する行為
- ・電気通信回線を通じて提供する行為

(して)

- ・役務を提供する行為

①「どこ」に表示したのか

②「何について」表示したのか

④「行為」は何であるのか

☆「広告」、「取引に用いる書類若しくは通信」 (①「どこ」に表示したのか)

- ・ 「広告」：公衆に対してなされる表示のうち営業目的をもってなされたもの。
例) 新聞、雑誌、テレビ、インターネット上の広告、POP広告等
- ・ 「取引に用いる書類若しくは通信」：例) 注文書、見積書、仕入伝票、領収書、メール、FAX、ネットオーダー、電話等

☆「原産地」、「品質（質）」、「内容」、「製造方法」、「用途」、「数量」 (②「何について」表示したのか)

- ・ 「原産地」：商品が生産、製造又は加工され商品価値が付与された地
※加工のいかんによって商品価値が大きく左右されるものについては、その加工地が一般に「原産地」となる。
例) ・「日本産」うなぎ
・イタリア国旗と「イタリアンタイプ」との表示
- ・ 「品質・質」：例) ・加工食品の原料
・中古自動車の走行距離数
・国や公的機関等による認定・保証の有無
・特許発明品である旨
・口コミサイトの実際の件数・内容と乖離した「口コミ件数」・「ランキング」
- ・ 「製造方法」：例) 食塩の流下式製塩法
- ・ 「用途」：例) 燃料であれば自動車用、ジェット推進航空機用など

☆「誤認させるような表示」 (③「誤認させるような表示」に該当するか)

- ・ 個別・具体的な事案に応じて当該表示の内容や取引の実情等、諸般の事情を考慮し、取引者・需要者に誤認を生じさせるおそれがあるかどうかで判断

刑事規定（第21条第3項第1号、第5号）

67~73頁参照

- 一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる不正競争を行ったとき。
 - 五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をしたとき（第一号に掲げる場合を除く。）。
- 罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

誤認させるような虚偽の表示（刑事）（第21条第3項第5号）

＜条文の構成図＞

・商品
・役務

(商品又は役務の)
・広告

(商品又は役務の)
・取引に用いる書類
・取引に用いる通信

に

(その商品の)
・原産地
・品質
・内容
・製造方法
・用途
・数量

(その役務の)
・質
・内容
・用途
・数量

について

誤認させるような虚偽の表示をしたとき（第一号に掲げる場合を除く。）

①「どこ」に表示したのか

②「何について」表示したのか

- ③「誤認させるような虚偽の表示」に該当するか
- ④「表示をしたとき」に該当するか
- ⑤第21条第3項第1号に該当する場合は除く

誤認惹起行為における過去の裁判例

「〇〇風」といった打消しを伴う表示

- 「〇〇風」、「〇〇タイプ」等の打消し表示を伴った表示でも、表示全体として誤認させるような表示であれば該当する場合がある。

事例(民事)

酒税法上「みりん」とは認められない液体調味料を、「本みりん」の部分のみの印象が強く残り「タイプ」の部分は目にとまらないような態様で「本みりんタイプ」との商品表示を行い販売した行為が誤認惹起行為に当たるとした。

(本みりんタイプ調味料事件 – 京都地判平2.4.25)



認定・保証があるかのようにした表示

- 国や公的機関等による認定・保証等があるかのように装った表示は、実質的にはその認定基準等を満たした品質・内容であっても該当する場合がある。

事例(刑事)

級別の審査・認定を受けなかったために旧酒税法上「清酒二級」とされた商品であるビン詰の清酒に「特級清酒」の表示証を貼付する行為は、たとえその清酒の品質が実質的に特級清酒に劣らない優良なものであっても、誤認惹起行為に当たるとした。

(清酒特級事件 – 最判昭53.3.22)

周知著名な商標の一部となっている地名表示

- 原産地の誤認表示に当たらない可能性あり。

事例(民事)

日本で製造したエレキギター等に付した「マルMマーク mosrite」及び「of California」の構成からなる標章について、当該標章は「カリフォルニア州製の」という意味ではなく、特定の会社が製造販売したギターであることを示す周知著名な商標となっているものであり、日本における取引者・需要者もそのように理解していると認められるとして、原産地を誤認させる表示には当たらないとした。

(モズライトギター事件 – 知財高判平20.8.28)



5. 不正競争行為類型の概要（9）

⑨信用毀損行為 (第2条第1項第21号)

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

☆「競争関係」

双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性があることで足りる。

※非競争者間での誹謗行為等は、本法ではなく、一般不法行為（民法第709条）の問題となりうる。

事例(民事)

家具の考案について実用新案権を有する被告が、競争関係にある原告の取引先に対し、原告の商品が実用新案権に抵触している旨などの通知をした行為について、被告は技術評価書(進歩性がない旨の評価を受けていた)を提示することなく、換言すれば、有効性に特段の問題もない権利であるかのようにして当該通知をしたのであるから、これは、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当するといわざるを得ないと判示された。（大阪地判平27.3.26）

☆「他人」

「他人」の名称自体が明示されていなくても、告知等の内容及び、業界内の情報等から、告知の相手方にいて「他人」が誰を指すのか理解できれば足りる。

事例(民事)

枕、マットレス等の輸入販売を行う被告が、ネット通販サイト運営者に対して、原告の商品が被告の商標権を侵害する旨を告知した行為について、原告の商品は、商品区分が第20類（マットレス、まくら等）である原告の商標を付した枕、マットレス等であるのに対し、被告の商標の商品区分は第17類（ゴム、天然ゴム）であるから、原告の商品は被告の商標権を侵害するものではなく、当該告知の内容は、被告と競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実であるといえると判示された。
(東京地判令2.7.10)

※民事規定のみ。刑事規定なし。

（刑法第233条の信用毀損及び業務妨害罪として処罰される場合がある。）

5. 不正競争行為類型の概要（10）

⑩代理人等の商標冒用行為 (第2条第1項第22号)

パリ条約の同盟国等において商標に関する権利を有する者の代理人が、正当な理由なく、その商標を使用等する行為

第2条第1項第22号

パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

※民事規定のみ。刑事規定なし。

適用除外（第19条）

52~53頁参照

- ①商品・営業の普通名称や慣用表示を普通に用いる方法での使用（第1項第1号）
- ②自己の氏名の不正の目的でない使用（第1項第2号）

6. 適用除外

①適用除外

(第19条第1項)

「不正競争」(第2条第1項)に形式上該当するものであっても、差止請求権、損害賠償、罰則等の規定が適用されない場合を規定。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| ① 商品及び営業の普通名称・慣用表示の使用 | (第1号) |
| ② 自己の氏名の不正の目的でない使用 | (第2号) |
| ③ コンセント制度による登録を受けた登録商標の不正の目的でない使用 | (第3号) |
| ④ 周知性獲得以前からの先使用 | (第4号) |
| ⑤ 著名性獲得以前からの先使用 | (第5号) |
| ⑥ 日本国内で最初に販売された日から3年を経過した商品 | (第6号イ) |
| ⑦ デッドコピー商品の善意取得者保護 | (第6号ロ) |
| ⑧ 営業秘密の善意取得者保護 | (第7号) |
| ⑨ 差止請求権が消滅した後の営業秘密の使用により生産された製品の譲渡等 | (第8号) |
| ⑩ 限定提供データの善意取得者保護 | (第9号イ) |
| ⑪ 限定提供データと同一のオープンなデータ | (第9号ロ) |
| ⑫ 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる装置等の譲渡行為等 | (第10号) |

②混同防止表示付加請求

(第19条第2項)

- 適用除外の規定が適用され、商品等表示の使用が認められる場合（第19条第1項第2号～第4号）に、行為者とこれを受け忍なければならない者（周知な商品等表示の保有者等）との利益再調整のための規定。
- 営業上の利益を侵害された者が、当該行為者に対して、混同防止表示の請求をすることができる。

(参考) 不正競争と適用除外との関係

第2条第1項

(不正競争の類型)

第19条第1項

(適用除外の類型)

		1号	2号	3号	4~9号	10号	11~16号	17号 18号	19号	20号	21号	22号
		混同 周知な商品等表示起の	冒著名な商品等表示用の	模倣他人の商品形態の提供を	不正競争	営業秘密の侵害	限定提供データに係る	無効化する装置等の提供	不正取得の	誤認の	商品・役務の内容等の表示の	信用毀損行為の
1号	普通名称・慣用表示の使用	○	○							○		○
2号	自己氏名の不正目的でない使用	☆	☆									☆
3号	コンセント制度による登録を受けた登録商標の不正の目的でない使用	☆	☆									
4号	周知性獲得以前からの先使用	☆										
5号	著名性獲得以前からの先使用		○									
6号イ	国内の最初販売から3年経過			○								
6号ロ	模倣商品の善意取得者の保護			○								
7号	営業秘密の善意取得者の保護				○							
8号	差止請求権消滅後の使用による侵害品譲渡等					○						
9号イ	限定提供データの善意取得者の保護						○					
9号ロ	限定提供データと同一のオープンなデータ						○					
10号	試験・研究目的の機器類の提供							○				

☆は、第19条第1項の規定により適用除外とされた場合に、第19条第2項に規定する混同防止付加請求が認められている類型。

7. 国際約束に基づく禁止行為の概要（1）

①外国の国旗等の商業上の使用禁止

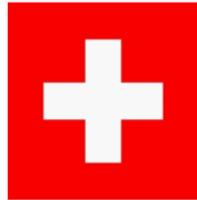
（第16条・第21条第3項第7号）

パリ条約6条の3(1)(a)

WTO・TRIPs協定2条1項

外国の国旗・紋章等や外国政府等の印章・記号であって経済産業省令で定めるものを、商標として使用することを禁止するとともに、外国紋章を原産地を誤認させるような方法で使用することを禁止。

（例）



スイス国旗



ノルウェー紋章



アメリカ合衆国記章



オランダ印章・チーズ

刑事規定（第16条）

67～73頁参照

1 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であって経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であって経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

→罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）（第21条第3項第7号）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

7. 国際約束に基づく禁止行為の概要（2）

②国際機関の標章の商業上の使用禁止

（第17条・第21条第3項第7号）

パリ条約6条の3(1)(b)
WTO・TRIPs協定2条1項

国際機関の標章であって経済産業省令で定めるものを、当該国際機関と関係があると誤認させるような方法で、商標として使用することを禁止。

（例）



国際連合



国際刑事警察機構
(I C P O)



世界貿易機関
(W T O)



世界知的所有権機関
(W I P O)



国際オリンピック委員会
(I O C)

刑事規定（第17条）

67~73頁参照

何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下のこの条において同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であって経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

→罰則 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）（第21条第3項第7号）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

【経済産業省令】

不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令
(平成6年4月19日通商産業省令第36号、最終改正：令和5年5月15日経済産業省令第24号)

7. 国際約束に基づく禁止行為の概要（3）

③外国公務員贈賄罪

（外国公務員等に対する不正の利益供与等罪）
（第18条・第21条第4項第4号）

O E C D 外国公務員贈賄防止条約

<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/oecdantibriberyconvention.htm>

外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をすることを禁止

■ 外国公務員贈賄防止指針

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html

■ 外国公務員贈賄防止指針のてびき

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/zouwai_shishin_tebiki.pdf

67～73頁参照

刑事規定（第18条第1項）

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあっせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

→罰則 10年以下の拘禁刑若しくは3000万円以下の罰金（又はこれの併科）（第21条第4項第4号）
法人両罰は10億円以下の罰金（第22条第1項第1号）

「外国公務員等」の定義（第18条第2項）

- 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（第1号）
- 外国の政府関係機関の事務に従事する者（第2号）
- 外国の公的企業の事務に従事する者（第3号）
- 公的国際機関の公務に従事する者（第4号）
- 外国政府等から権限の委任を受けている者（第5号）

不正競争防止法施行令 第3条 参照。

例えば、一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、出資の過半数を所有している場合などがあります。

金銭や物品が少額であるからといって、処罰を免れるというわけではありません。



海外事業展開において賄賂提供は必要悪だ、という時代はすでに終わりました！



外国公務員贈賄リスクの管理を、海外子会社、海外支店に丸投げしたままで大丈夫ですか？



断固として贈賄要求は拒絶しましょう！！

外国公務員贈賄防止に関するパンフレット「海外進出する企業必見 外国公務員贈賄罪を知っていますか？」
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/damezowaipamph.pdf)

事例(刑事)

鉄道コンサルタント事業等を営む日本企業の社長ら3名が、いずれも被告会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、対ベトナム円借款「ハノイ市都市鉄道1号線建設事業」に関し、ベトナム鉄道公社関係者に約7000万円の日本円を、また、対インドネシア円借款「ジャワ南線複線化事業」に関し、インドネシア運輸省鉄道総局関係者に合計約2000万円相当の金銭（日本円及びルピア）を、ウズベキスタン円借款「カルシ・テルメズ鉄道電化事業」に関し、ウズベキスタン鉄道公社関係者に約5477万円相当の金銭（米国ドル）をそれぞれ供与した。

同事案においては、被告人3名に対し、懲役2年（執行猶予3年）、懲役3年（執行猶予4年）、懲役2年6月（執行猶予3年）、被告会社に対し9000万円の罰金が科された。

（東京地判平27.2.4）

事例(刑事)

タイ王国で火力発電所の建設工事を請け負っていた日本企業の執行役員ら3名が、タイ王国の公務員に対し、許可条件違反を黙認し、仮桟橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、約3993万円相当の金銭（タイバーツ）を供与した。

同事案においては、被告人2名にそれぞれ懲役1年6月（執行猶予3年）、被告人1名に懲役1年4月（執行猶予3年）が科された。なお、合意制度が適用された結果、会社は刑事訴追を受けていない。

（東京地判平31.3.1、最判令4.5.20）

1. 外国公務員贈賄防止指針について

国際商取引に関する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として策定しており、防止体制の構築のためのベストプラクティスを例示している。

2. 企業における外国公務員贈賄防止体制について

(1) 基本的考え方

- 国内外の関係法令を遵守し、企業価値を守るために、外国公務員贈賄防止体制を構築・運用することが必要とされる。
- 「法令を遵守する」という経営トップの姿勢・メッセージが重要。「賄賂は会社のためになる」という従業員の誤った認識を断ち切るため、経営トップの姿勢が全従業員に対して明確に、繰り返し様々な手段で示されることが効果的である。
- 進出国、事業分野別のリスク及び贈賄提供に利用されやすい行為類型を勘案した「リスクベース・アプローチ」により、高リスク行為に対する対策を重点的に実施し、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容される。
- 親会社は、企業集団に属する子会社において、リスクの程度を踏まえた防止体制が適切に構築され、また、運用されることを確保する必要がある。

(2) 企業が目標とすべき防止体制の在り方

- 各企業における具体的な防止体制の構築・運用の内容については、その事業実態に応じたリスクの大小や見込まれる効果を踏まえた、役員等の広い裁量に委ねられる。
- 防止体制に望ましい要素は、以下のとおり。
 - ①目先の利益より法令を遵守する、外国公務員贈賄罪に当たる行為を行わないという基本方針の策定
 - ②リスクベース・アプローチに基づき社内手続や判断基準等の社内規程の策定※
 - ③社内の役割分担、権限及び責任が明確となるよう、企業規模等に応じ、内部統制を踏まえた組織体制の整備
 - ④社内における教育活動の実施
 - ⑤防止体制が機能しているかの監査の実施
 - ⑥監査結果を踏まえ、経営者やコンプライアンス責任者等による防止体制の見直し

※なお、スマート・ファシリテーション・ペイメント（SFP）は、原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい。

(3)子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方

- 防止体制の構築・運用を推進する子会社の範囲やその内容についてもリスクベース・アプローチを適用することが必要とされる。
- 子会社が自律的に防止体制を構築・運用することが原則であるが、必要な場合には親会社はリソースの補完、防止体制構築・運用の主導をすることが必要とされる。
- M&Aの際には、リスクベースアプローチに基づいて、買収前のデュー・デリジェンスの実施、買収直後の検証等が必要とされる。

(4)有事（賄賂を外国公務員等から要求された場合、現地担当者が賄賂を支払った可能性がある場合）における対応の在り方

- 法令遵守を徹底するとともに自社への悪影響を最低限にするための行動を迅速に取ることが必要とされる。
- 対応能力に不足がある子会社においては、親会社が積極的に関与することが有力な選択肢となる。
- 有事体制には、①事前のルール化、②贈賄行為の可能性が高いと判断される場合には、捜査機関への通報、自首や検察官に対する合意制度適用の申し入れの検討等、に留意することが必要とされる。

(5)現地機関への相談

- 賄賂要求があった場合、一企業のみで適切な対応を講じることが困難な場合も多い。
- 現地日本大使館・領事館に設けられた「日本企業支援窓口」、独立行政法人国際協力機構、現地商工会議所等が適当とされる。

3. 不正競争防止法における処罰対象範囲について

外国公務員贈賄罪の構成要件（第18条第1項）

- 「営業上の不正の利益」について
 - 通関時など現地政府からの合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払であっても、拒絶が原則。
 - 虚偽記録や正規でない承認手続は、不正を推認させる要素になる。
 - 純粋な社交や自社商品への理解を深めることが目的である贈答、接待、視察旅費の負担等は必ずしも賄賂とはならぬ可能性がある。

（例1）現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品提供

（例2）自社工場（日本ないし第三国）の視察に要する一定の経費（視察に付随する合理的かつ相当な範囲の会食、視察の空き時間等に実施する観光等を含む）

- 刑法第37条に規定する緊急避難に該当する場合には違法性が阻却され、処罰されない。

8. 民事上の措置の概要

①差止請求（第3条）

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求すること及び侵害の行為を組成した物の廃棄等を請求することができます。

消滅時効（第15条）

営業秘密・限定提供データの不正使用行為に対する差止請求権は、侵害の事実及びその行為を行う者を知った時から3年、又は行為の開始の時から20年の経過により消滅時効が完成する。

参考

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。
- 二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

②損害賠償請求（第4条）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に対して、損害賠償を請求することができる。

- 損害額の推定規定 (第5条)
- 損害計算のための鑑定 (第8条)
- 相当な損害額の認定 (第9条)

61頁、65頁参照

③信用回復措置請求（第14条）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、信用回復措置を請求することができる。

④損害の額の推定（第5条）

「不正競争」による営業上の利益の侵害による損害は、経済活動を通じて発生するため、損害額を立証することが困難であることに鑑み、被害者の立証の負担を軽減するため、以下を損害の額として請求できる。

（1）被害製品の単位数量当たりの利益額×侵害品の譲渡数量

侵害者が譲渡した物の数量に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じた額を被侵害者の損害の額とすることができます。（第5条第1項第1号）

※販売等の能力に応じた数量を超える数量や、販売することができないとする事情がある場合に当該事情に相当する数量は、第1号の侵害品譲渡数量から控除される。なお、第5条第1項第2号により、当該控除された数量に応じた使用許諾料に相当する額を損害の額とすることができます。

＜対象となる類型＞

周知な商品等表示の混同惹起（第1号）、著名な商品等表示の冒用（第2号）、他人の商品の形態の模倣品提供（第3号）、営業秘密侵害（第4～10号）、限定提供データに係る不正行為（第11～16号）、代理人等の商標冒用行為（第22号）

（2）侵害行為により侵害者が得た利益の額

侵害者が侵害の行為により受けた利益の額を損害の額と推定することができる。（第5条第2項）

＜対象となる類型＞

全ての不正競争

（3）使用許諾料に相当する額

「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、使用許諾料に相当する額を損害額として請求することができる。（第5条第1項第2号、第3項）

※第5条第1項第2号及び第3項の使用許諾料額相当額の認定をするに当たり、不正競争があったことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をするとした場合に被侵害者が得ることとなる額を考慮することができる（同条第4項）。

※第5条第3項の使用許諾料相当額は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者の損害の「最低限」の額である（同条第5項）。

＜対象となる類型＞

周知な商品等表示の混同惹起（第1号）、著名な商品等表示の冒用（第2号）、他人の商品の形態の模倣品提供（第3号）、営業秘密にかかる侵害（第4～9号）、限定提供データに係る不正行為（第11～16号）、ドメインネームの不正取得等（第19号）、代理人等の商標冒用行為（第22号）

⑤ 営業秘密の不正な使用等の推定 (第5条の2、不競法施行令第1条、第2条)

<生産方法の不正使用の裁判における立証構造の例>

通常

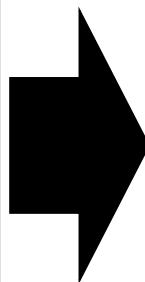
原告の立証

生産方法が不正に取得されたこと

被告がその生産方法を使用していること

原告の立証が困難…

被告の立証



推定規定

原告の立証

(1) 生産方法が不正に取得されたこと

(2) その生産方法を使用して生産できる製品を、被告が生産していること

→
2点の立証により転換
(原告は、被告が使用していることの立証が不要となる)

被告の立証

被告がその生産方法を使用していないこと

<対象となる営業秘密及び技術上の秘密を使用したことが明らかな行為>

	①対象となる営業秘密 (技術上の秘密)	②技術上の秘密を使用したことが明らかな行為
不競法 第5条の2	生産方法 <例>自動車組立技術、化学物質の生成技術	当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産 <例>当該組立技術を用いて生産できる自動車の生産、当該原材料を用いて生産できる化学品の生産
不競法施行令 第1条、第2条	情報の評価又は分析の方法 <例>血液を化学的に分析し、特定疾患の罹患リスクを評価する方法	技術上の秘密を使用して評価し、又は分析する役務の提供 <例>当該分析・評価方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスクの評価結果を提供するサービスの提供

1. 被告の違法な取得行為等

A 不正取得類型（第5条の2第1項）

- 不正取得行為（第2条第1項第4号）

B-1 取得時悪意重過失転得類型（第5条の2第1項）

- 不正取得行為が介在したことにつき悪意・重過失によって取得（第2条第1項第5号）

B-2 取得時悪意重過失転得類型（第5条の2第1項）

- 不正開示行為又は不正開示行為が介在したことにつき悪意・重過失によって取得（第2条第1項第8号）

C 信義則違反類型（第5条の2第3項）

- 技術上の秘密をその保有者から示された後に、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き「領得」

D 取得時善意無重過失転得類型（第5条の2第2項・第4項）

- 技術上の秘密を取得
- 当該取得後に、不正取得行為が介在したこと又は不正開示行為若しくは不正開示行為が介在したことにつき悪意・重過失となつたこと
- 悪意重過失転換後も技術秘密記録媒体等などを保有

2. 被告による行為

<不正取得等された営業秘密>

物の生産方法

- (例1) 塗料の微量成分添加による劣化防止機能向上技術
- (例2) 普通自動車の燃料電池の耐久機能強化技術

<被告の行為>

生産行為

当該技術が機能、コスト等で差別化要因に影響する製品の生産

- (例1) 被告が劣化防止機能の高い塗料を生産
- (例2) 被告が耐久機能の高いトラクター用の燃料電池を生産

政令で定める技術上の秘密

- (例1) 血液を科学的に分析して当該分析結果より特定疾患のリスクを評価する方法
- (例2) 機器の稼働情報を分析し、分析結果より将来の機器の稼働状況を評価する方法

当該技術を使用したことが明らかな行為（政令指定）

- (例1) 左記の方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスクの評価結果を提供するサービスの提供
- (例2) 左記の方法を用いてできる、機器診断サービスの提供

【射程外の営業秘密】

×特定の製品と関連性のない技術（全製品の製造工場の室温測定方法）

×営業上の情報（顧客名簿、接客・販売マニュアル）

【射程外の行為】

×不正取得された営業秘密を通常使用しない製品（電磁鋼板の磁性に関する技術を窃取された場合の薬品製造）

×不正取得された営業秘密を通常使用しない事業（血液分析技術が窃取された場合の水質検査サービスの展開）

立証責任転換

当該技術とは違う自社開発技術を使用しても同等の効果を達成できること

(例) 製品におけるレアメタル使用量を半減可能な添加剤に関する原告営業秘密を窃取した場合

→原告とは異なる添加剤によってレアメタル使用が半減可能であり、当該添加剤を被告独自で利用していることを立証

※取得時善意無重過失転得類型の場合、被告が、技術秘密記録媒体等などを保有していないこと（廃棄・消去等）を反証すれば、「保有」要件を満たさなくなるため、使用等の推定が働くかない。

法第5条の2（推定規定）

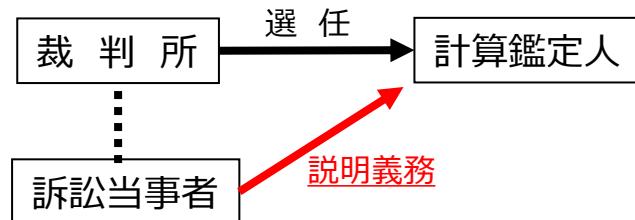
（技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定）

第五条の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

- 2 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等（技術上の秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この条において同じ。）、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。）を保有する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第六号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。
- 3 技術上の秘密をその保有者から示された後に、不正の利益を得る目的で、又は当該技術上の秘密の保有者に損害を加える目的で、当該技術上の秘密の管理に係る任務に違反して、次に掲げる方法でその技術上の秘密を領得する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第七号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。
 - 一 技術秘密記録媒体等又は技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
 - 二 技術秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は技術上の秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
 - 三 技術秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。
- 4 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第九号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

⑥損害計算のための鑑定（第8条）

当事者は、損害の計算をするため必要な事項について鑑定人に対して説明しなければならない。

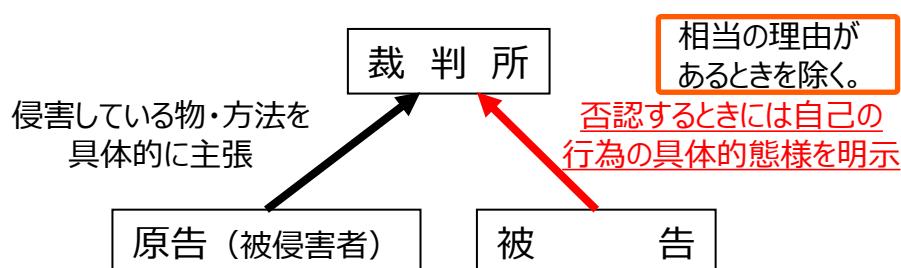


⑦相当な損害額の認定（第9条）

損害額を立証するために必要な事実を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な額を認定することができる。

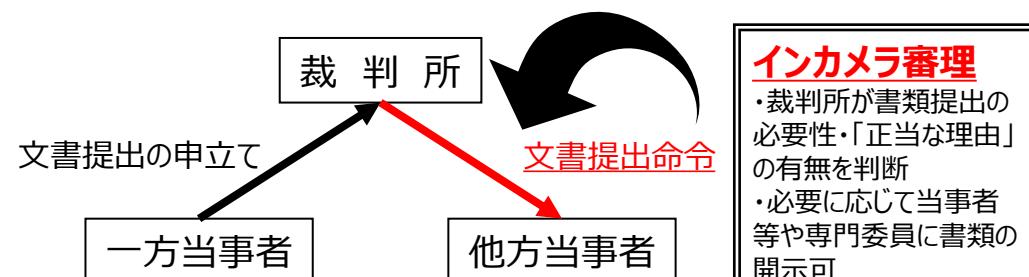
⑧具体的態様の明示義務（第6条）

被侵害者の主張を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。



⑨書類提出命令（第7条）

裁判所は、当事者の申立てにより侵害行為について立証するため又は損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。

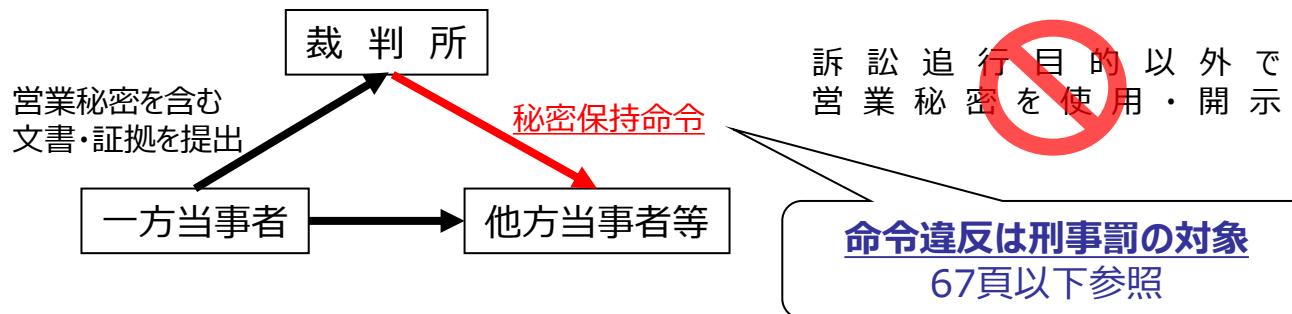


インカメラ審理

- ・裁判所が書類提出の必要性・「正当な理由」の有無を判断
- ・必要に応じて当事者等や専門委員に書類の開示可

⑩秘密保持命令関係（第10条、第11条）

裁判所は、当事者等に対し、準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は開示してはならない旨を命ずることができる。



参考

特許法105条の4に基づく秘密保持命令の事例

債務者による液晶テレビ及び液晶モニターの輸入、販売等が、債権者の特許権を侵害するとして、その差止め等を求める仮処分命令申立事件において、特許法第105条の4に基づく秘密保持命令の申立てをすることが許されるとされた事例（日本サムソン株式会社事件 – 最決平21.1.27）

⑪当事者尋問等の公開停止（第13条）

不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって営業秘密に該当するものにつき、当事者等が尋問を受ける場合において、裁判所は、尋問を公開しないで行うことができる。

⑫国際的な営業秘密侵害事案における訴えの管轄権・適用範囲（第19の2条、第19条の3）

日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いている営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為であっても、日本の裁判所に提訴でき、日本の不正競争防止法が適用される。

9. 刑事上の措置の概要（1）

刑事罰の対象行為（第21条）

周知な商品等表示の混同惹起（3項1号）

著名な商品等表示の冒用（3項2号）

他人の商品形態を模倣した商品の提供（3項3号）

営業秘密の侵害（※）
（1項、2項、4項1号
～3号及び5項）

技術的制限手段を無効化する装置等の提供（3項4号）

商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示（3項1号）

商品・サービスの虚偽の誤認表示（3項5号）

秘密保持命令違反（3項6号）

1 外国国旗、紋章等の不正使用（16条）

2 国際機関の標章の不正使用（17条）

3 外国公務員等への贈賄（18条）

①

②

③

④

⑥

⑧

⑧

その他

国際約束に基づく禁止行為

21条3項7号

同条4項4号

（丸囲いの数字は不正競争の定義との対応関係）



図利加害目的などの主觀要件(一部除く)

（※）営業秘密侵害については、刑事罰の対象となる行為自体を第21条第1項、第2項、第4項第1号～第3号及び第5項に規定している。

「不正競争」の定義（第2条）=民事措置（差止め及び損害賠償請求）

①周知な商品等表示の混同惹起（1号）

②著名な商品等表示の冒用（2号）

③他人の商品形態を模倣した商品の提供（3号）

④営業秘密の侵害（4号～10号）

⑤限定提供データの侵害（11号～16号）

⑥技術的制限手段を無効化する装置等の提供（17号・18号）

⑦ドメインネームの不正取得等（19号）

⑧商品・サービスの原产地、品質等の誤認惹起表示（20号）

⑨信用毀損行為（21号）

⑩代理人等の商標冒用行為（22号）

「不正競争」の一部(特に違法性の高い行為)
は刑事罰の対象

(ただし、刑事規定は図利加害目的などの要件が一部異なる)

9. 刑事上の措置の概要（2）

罰 則

(第21条第1項～第5項)

▶ 第1項、第2項；営業秘密侵害罪

10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
※海外重罰が適用される場合は、3000万円以下の罰金（又はこれの併科）

▶ 第3項；その他の侵害罪等（外国公務員贈賄罪を除く）

5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）

▶ 第4項第4号；外国公務員贈賄罪

10年以下の拘禁刑若しくは3000万円以下の罰金（又はこれの併科）

営業秘密侵害罪の未遂処罰

(第21条第6項)

営業秘密侵害罪の未遂行為は処罰される。

(第21条第2項第1号の領得行為は除く)

親告罪

(第21条第7項)

秘密保持命令違反に対する罰則（第3項第6号）は、告訴が必要条件である。

営業秘密侵害罪の国外犯

(第21条第8項・第9項)

✓ 営業秘密侵害罪（営業秘密侵害品の譲渡等は除く）は、国内で事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外で罪を犯した者にも適用される。

✓ 秘密保持命令違反罪も、日本国外で罪を犯した者にも適用される。

国民の国外犯

(第21条第10項)

外国公務員贈賄罪は、日本国外で罪を犯した日本国民にも適用される。

9. 刑事上の措置の概要（3）

外国人従業員の国外犯 (第21条第11項)

外国公務員贈賄罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外で罪を犯した日本国民以外の者にも適用される。

刑法との関係 (第21条第12項)

罪数処理において、刑法その他の罰則と不正競争防止法とが一般法と特別法との関係にないことを明示。ある行為が、不正競争防止法の罰則とその他の罰則の両方に触れる場合、どちらも成立する（科刑上一罪）。

営業秘密侵害罪の犯罪収益等の没収・追徴 (第21条第13項、第14項、第15項)

営業秘密侵害罪により生じた財産などは、裁判所の判断により、犯人及び法人両罰が適用された法人から、上限なく没収することができる。また、その財産を犯人が費消してしまった場合など、没収ができなくなったときなどは、その財産の価額を追徴することができる。

没収の対象となる財産の例

- 営業秘密を転職先に不正に持ち出した見返りとして得た報酬（犯罪行為の報酬として得た財産）
- 営業秘密を不正使用して生産した製品そのもの（犯罪行為により生じた財産）
- その製品を売却して得た売上げ全体（犯罪行為により生じた財産の対価として得た財産）

(参考) 2023年(令和5年)改正による罰則規定(刑事罰)の整理

- 罰則に関する他法の例にならい、①法人両罰の有無による規定の整理、②罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確化。【第21条等】

※外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充以外の罰則については、構成要件、法定刑ともに改正前から定めていた内容・水準と同じ。

○ 営業秘密侵害罪(改正前第21条第1項) 関係 ※10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金(又はこれらの併科)

改正前	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号
改正後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第1項	第1号	第2号	↓	↓	↓	↓	第3号	第4号	第5号
第2項			第1号	第2号	第3号	第4号			第5号

○ 営業秘密侵害罪以外の罪(改正前第21条第2項) 関係 ※5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金(又はこれらの併科)

改正前	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
改正後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第3項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
第4項							第4号

○ 海外重罰(改正前第21条第3項) 関係 ※10年以下の拘禁刑若しくは3000万円以下の罰金(又はこれらの併科)

改正前	第1号	第2号	第3号				
改正後	↓	↓	↓				
第4項	第1号	第2号	第3号	第4号			
第5項	第1号	第2号	第3号				

【凡例】

両罰あり

両罰なし

混在

・外国国旗等の不正使用罪
・外国公務員贈賄罪

・外国国旗等の不正使用罪

・外国公務員贈賄罪

外国公務員贈賄罪は、
法定刑の見直しに伴い項を移動

9. 刑事上の措置の概要（4）

法人処罰 (第22条第1項)

法人の業務に関して、以下の犯罪が行われた場合には、行為者が処罰（拘禁刑・罰金）されるほか、その者が所属する法人もそれぞれ以下の処罰（罰金）の対象。

○第21条第4項・第6項（同条第4項に係る部分に限る）

（営業秘密侵害罪の海外重罰、外国公務員贈賄罪）

10億円以下

○第21条第1項・第6項（同条第1項に係る部分に限る）

（未遂含む：一部の営業秘密侵害罪）

5億円以下

○第21条第3項

（第3項各号に該当する全ての侵害罪）

3億円以下

<法人に対する過失の推定>

法人処罰については、一般に、従業者等の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、その注意を尽くしたことの証明がないかぎり事業主も刑事责任を免れないとされ、法人処罰を免れるためには、積極的、具体的に違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが要求される。（最判昭40.3.26）

<法人に対する処罰の実例>

- | | |
|------------------------------|------------|
| ○ 東京高判令6.10.9 (営業秘密侵害への刑事罰) | 3000万円の罰金刑 |
| ○ 立川簡裁平31.3.13 (誤認惹起行為への刑事罰) | 1億円の罰金刑 |
| ○ 東京地判平27.2.4 (外国公務員贈賄罪) | 9000万円の罰金刑 |
| ○ 東京地判平21.1.29 (外国公務員贈賄罪) | 7000万円の罰金刑 |
| ○ 仙台地判平15.7.17 (誤認惹起行為への刑事罰) | 3600万円の罰金刑 |

法人に対する公訴時効 (第22条第3項)

不正競争防止法の犯罪は、類型的には、個人の利得よりも法人の業務を利用する意図で犯されることを想定しており、企業のために行為した従業者に対する公訴時効期間が企業に対するそれより長いことは実質的に不公平。

法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間は、その基となった罪の時効期間による旨を規定。

個 人 処 罰 (拘禁刑・罰金刑)

◆営業秘密侵害罪・外国公務員贈賄罪（第21条第1項、第4項、第6項関連）

10年以下の拘禁刑

7年

◆その他の罪（第21条第3項関連）

5年以下の拘禁刑

5年

法 人 処 罰 (罰 金 刑)

3年

個人の罰則に合わせて法人の公訴時効は5年又は7年

9. 刑事上の措置の概要（5）

①秘匿決定（第23条第1項～第3項）

裁判所は、

- 被害者の申出により、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の、
- 被告人等の申出により、それらの者の保有する営業秘密を構成する情報の、
それぞれ全部又は一部を特定させることとなる事項につき、公開の法廷で
明らかにしない旨の決定をすることができる。

②呼称等の決定（第23条第4項）

裁判所は、秘匿決定をした場合には、秘匿決定の対象となった事項（営業秘密構成情報特定事項）に係る名称その他の表現に代えて、公開の法廷で用いるべき呼称その他の表現を定めることができる。

③起訴状の朗読（第24条）

秘匿決定があった場合、起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行わなければならない。

この場合には、被告人に起訴状を示さなければならない（但、例外有り）。

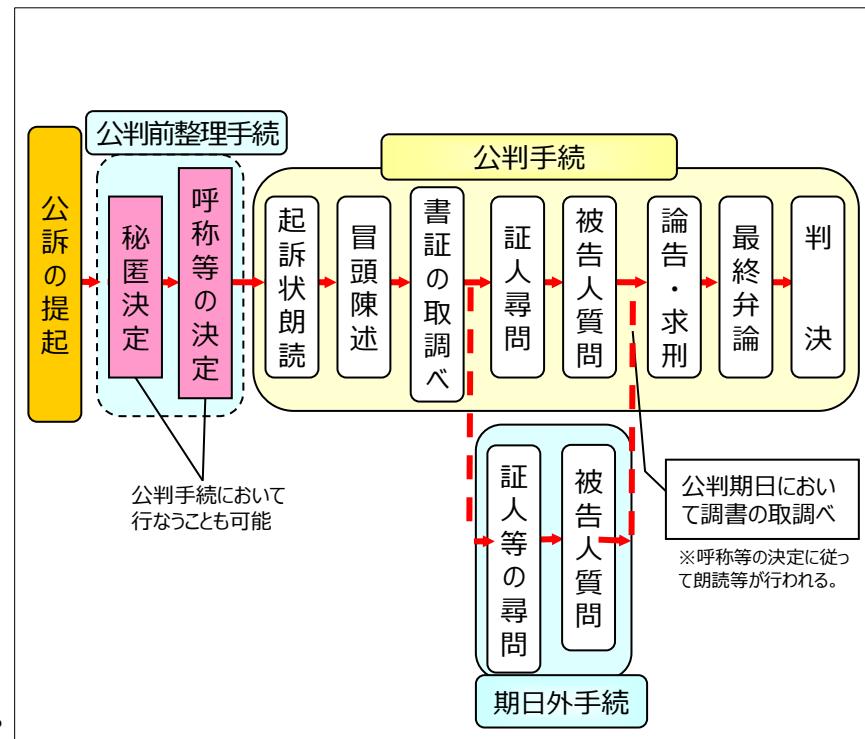
④尋問等の制限（第25条）

裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問等が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することができる。尋問等の制限に従わない検察官、弁護人に対しては処置請求ができる。

⑤公判期日外の証人尋問等（第26条）

裁判所は、秘匿決定をした場合において、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問又は被告人質問を行なうことができる。

（参考）刑事訴訟手続の流れ



⑥要領記載書面の提示命令（第27条）

裁判所は、呼称等の決定や、公判期日外の証人尋問等をするにあたり、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

⑦証拠書類の朗読（第28条）

秘匿決定があった場合、証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行わなければならない。

⑧証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請（第30条）

検察官又は弁護人は、取調べを請求した証拠書類等を相手方に開示するに当たり、その相手方に対し、営業秘密の内容を特定させることとなる事項を、被告人を含む関係者に知られないようにすることを求めることができる。

⑨没収に関する手続き等の特例（第7章：第32条～第34条）

犯人以外の者に没収すべき財産（債権等の場合に限る）が属する場合に、その財産を没収するときには当該犯人以外の者を訴訟に参加させる必要がある旨などを規定。

⑩保全手続（第8章：第35条・第36条）

犯人が没収の裁判より前に、没収すべき財産を売却するなどして、その没収が妨げられるような事情が認められる場合などに、それを事前に防ぐため、裁判所の判断により、その財産の処分を禁止する命令を出すことができる旨などを規定。

⑪没収の裁判の執行に係る国際共助手続等（第9章：第37条～第40条）

外国における営業秘密侵害事件に関して、その外国の裁判所において没収・追徴の確定裁判がなされた場合において、没収すべき財産が日本国内に存在するときなど、その外国から没収・追徴の確定裁判の執行などについて共助を求められることがある。その要請に応えて共助を行うにあたっての条件や手続きなどを規定。

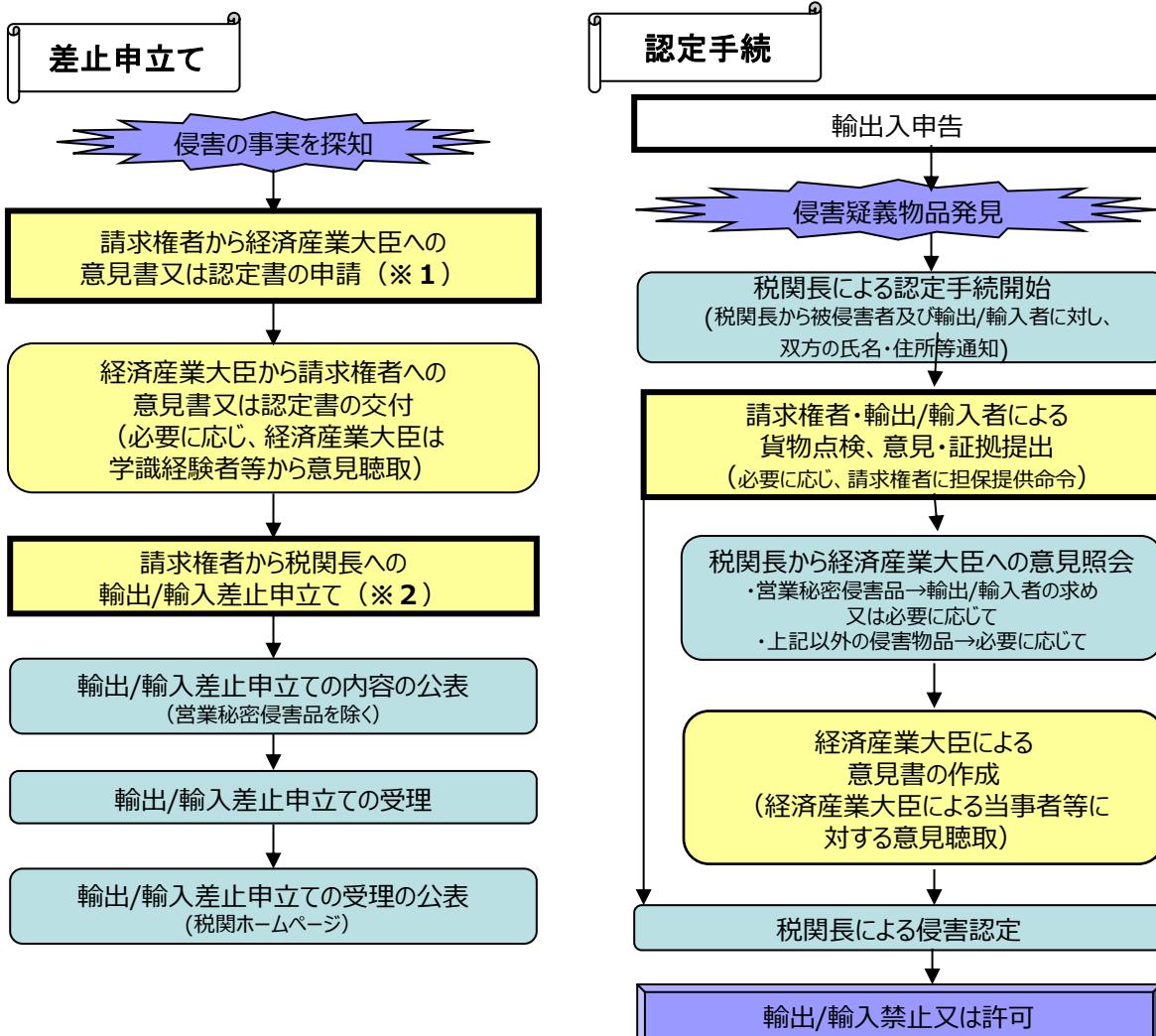
10. 関税法に基づく水際措置の概要

関税法に基づき、不正競争防止法違反物品の輸出/輸入を税関で差し止める（水際措置）ことが可能。

<不正競争防止法違反物品>

- ・周知表示混同商品（第1号）
- ・著名表示冒用商品（第2号）
- ・商品形態模倣商品（第3号）
- ・営業秘密侵害品（第10号）
- ・技術的制限手段無効化装置等（第17号、第18号）

不正競争防止法違反物品の差止め申立てにあたっては、経済産業大臣の意見書又は認定書を税関長に提出しなければならない。



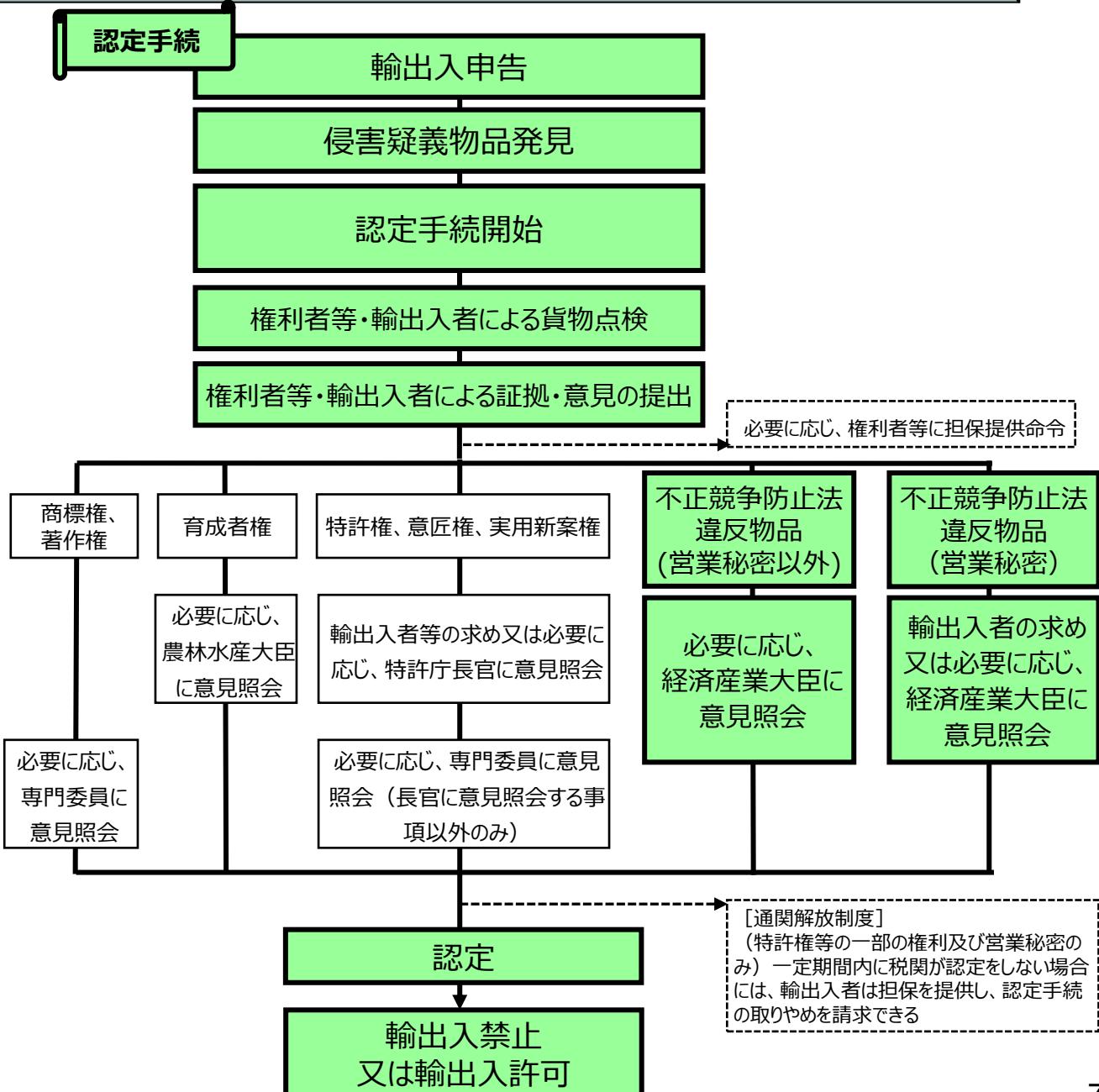
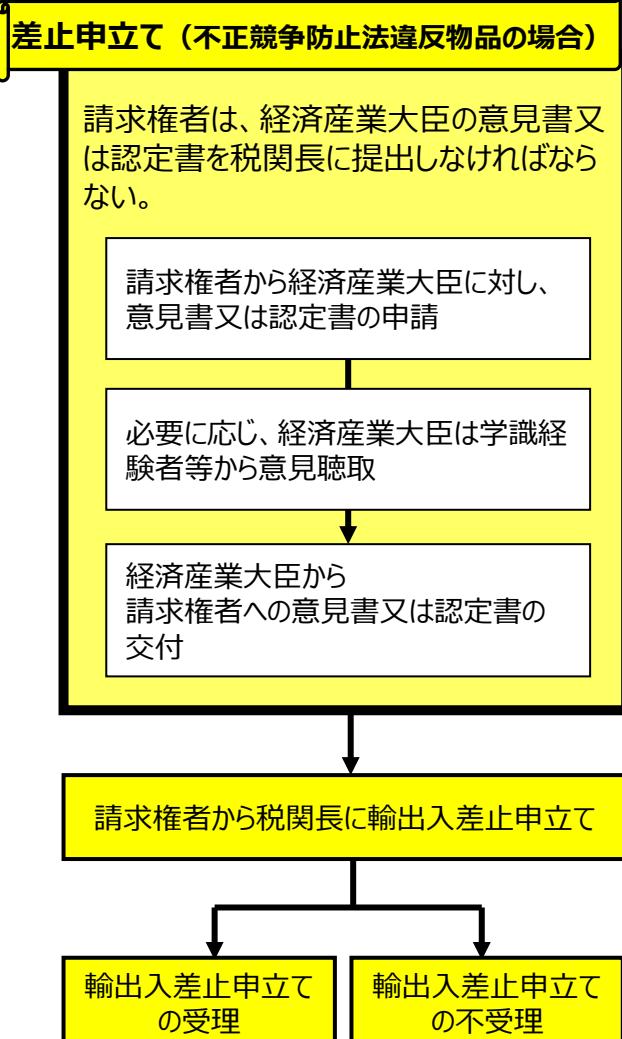
※ 1【輸出/輸入差止め申立てに関する条文】

- 不正競争差止め請求権者は、
- 当該貨物が第1～3号又は第17号・第18号違反物品の場合
→経済産業省令で定める事項についての意見を、
 - 当該貨物が第10号違反物品の場合
→不正使用行為により生じた物であること及び善意無重過失についての認定を、
- 経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を申立税関長に提出しなければならない。
(関税法第69条の4第1項後段・関税法第69条の13第1項後段)

※ 2【輸出/輸入差止め申立てに関する条文】

- 不正競争差止め請求権者は、営業上の利益を侵害すると認める貨物に關し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事實を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出（輸入）されようとする場合は当該貨物について当該税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てができる。
(関税法第69条の4第1項前段・関税法第69条の13第1項前段)

(参考) 知的財産侵害物品に係る認定手続の流れ



(参考) 不正競争防止法に基づく輸入差止申立て状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
周知表示 混同惹起品	1	1	1	1	2
著名表示 冒用品	0	0	0	0	0
形態模倣品	0	0	0	0	0
営業秘密 侵害品	0	0	0	0	0
技術的制限 手段無効化 装置	2	2	3	2	1

(注) 上記は、各年12月31日時点での有効な輸入差止申立件数。差止申立の有効期間は最長4年間
(有効期間経過後も改めて同じ違反物品について差止申立て可)。

技術的制限手段無効化装置については、平成23年12月1日から、営業秘密侵害品については、平成28年6月1日から、輸出入してはならない貨物として税関取り締まりを実施。【出典：税関HP】

(参考) 不正競争防止法に基づく輸入差止申立て状況

申請済輸入差止申立て件数 5件 (令和7年5月14日現在の有効件数)

申請者：任天堂（株）
対象物品：Nintendo Switch
の不正使用ツール SXCore



申請者：任天堂（株）
対象物品：Nintendo Switch
の不正使用ツール RCM Loader



申請者：(株)ウカ
対象物品：シリコン製スカルプブラシ



正規品

模倣品

申請者：バランスラボ（株）
対象物品：バランスチェア



正規品



模倣品

申請者：月島環境エンジニアリング（株）
対象物品：不規則充填物「テラレット」S-II型



正規品



模倣品

II 參考資料

(参考) 秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>)

秘密情報の保護ハンドブックについて

- 法的保護レベルを超えて、**情報漏えい対策として有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される包括的対策等**をできる限り収集して**包括的に紹介するもの**として作成。
- より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に、企業の実情に応じて対策を取捨選択したり、参考としていただけるよう、**様々な対策を網羅的に掲載**。
- 簡易版「**秘密情報の保護ハンドブックのてびき**」もあわせて参考にしていただきたい。

秘密情報の保護ハンドブック
(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針※
(法的保護レベル)

※ 「営業秘密管理指針」については、本テキスト23頁に解説。

(ポイント)

- 自社が保有する情報の中から**秘密として保持すべき情報を決定する際の考え方**
- 秘密情報の漏えい対策の**効果的な選び方、社内体制の在り方、他社の秘密情報にかかる紛争に巻きこまれないための対策**
- 漏えいしてしまった場合の対応策**
- 各種規程・契約等の**ひな型、窓口**

など、様々な対策を網羅的に紹介

(参考) 企業を守るために情報漏えい対策 3ステップ

A

まずは、自社にどのような情報があるのか一つひとつ洗い出し、社内の情報を把握しましょう。

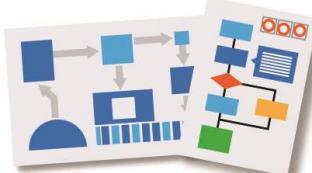
B

洗い出した情報がどのくらい重要な情報なのかを見極め、秘密とする情報を決定しましょう。

C

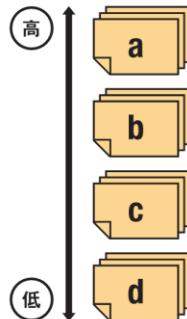
情報の重要度に応じて対策の選択・決定をし、管理と有効活用のバランスを取りましょう。

例) 自社の強みとなる情報資産の例

技術情報	研究開発情報(実験データ、試作品情報等)、製造関連情報(製品図面、製品テストデータ、製造プロセス、工場設備・レイアウト)		
営業情報	顧客情報(顧客リスト、クレーム情報、顧客別製品等情報)、市場関連情報(市場分析情報、競合先分析情報)、価格情報(仕入れ値、製品価格、利益率等)、取引先情報、接客マニュアル		

相対的な階層化と絶対的な評価のイメージ～情報を損失で評価した場合～

相対的な階層化
(損失の大きさ順に情報を序列化)



絶対的な階層化
(損失の大きさを評価)

漏えい時に極めて重大な損失	
漏えい時に重大な損失	
漏えい時に軽微な損失	

企業の情報活用の例

～ある機械メーカーの機械製品に関する技術情報～

公開(標準・特許)	秘密(ノウハウ)
機械の動作性能評価方法 部品構造(他者が容易に把握可)	生産プロセス 素材配合

(参考) 情報漏えい対策 ~5つの「対策の目的」~

- 漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。
- 各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラのない形で対策を取捨選択。

物理的・技術的な防御

接近の制御



1

秘密情報に近寄りにくく
するための対策

- アクセス権の設定
- 秘密情報を保存したPCを unnecessary にネットに繋がない
- 構内ルートの制限
- 施錠管理
- フォルダ分離
- ペーパーレス化
- ファイアーウォールの導入 等

持出し困難化



2

秘密情報の持ち出しを
困難にするための対策

- 秘用USBメモリの利用・持込み
禁止
- 会議資料等の回収
- 電子データの暗号化
- 外部へのアップロード制限 等

心理的な抑止

視認性の確保



3

漏えいが見つかりやすい
環境づくりのための対策

- 座席配置・レイアウトの工夫
- 防犯カメラの設置
- 職場の整理整頓
- 関係者以外立入禁止看板 (窓口
明確化)
- PCログの記録
- 作業の記録 (録画等) 等

秘密情報に対する 認識向上



4

秘密情報だと思わなかった!
という事態を
招かないための対策

- マル秘表示
- ルールの策定・周知
- 秘密保持契約の締結
- 無断持出禁止の張り紙
- 研修の実施 等

働きやすい環境の整備

信頼関係の 維持・向上等



5

社員のやる気を高め、
秘密情報を持ち出そうという
考えを起こさせないための対策

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- コミュニケーションの促進
- 社内表彰
- 漏えい事例の周知 等

(参考) 他社の秘密情報にかかる紛争に巻きこまれないための対策

他社の秘密情報をめぐって訴えられないために…

- 紛争を未然に防止するとともに、意図せずに争いに巻き込まれてしまった場合への備えを紹介。こうした取組は、他社からの信頼向上、多様な人材の獲得にもつながる。

自社情報の独自性の立証

他社から秘密情報の侵害を理由に訴訟を提起された場合には、それが自社の独自情報であることを客観的に立証できるよう、日頃から備えておくことが重要。

(例：経緯書類の保存)

他社の秘密情報の侵害の防止

(1)転職者の受入れ

(例：転職者の前職での契約関係確認)

(2)共同・受託研究開発

(例：他社の秘密情報の分離保管)

(3)取引の中での秘密情報の授受

(例：サンプル等の受領時の書面確認)

(4)秘密情報の売込み

(例：情報の出所の誓約書での確認)

営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止

疑わしい状況が生じている場合に相当の注意を払ったということが証明できる程度の対策が必要。

(参考) 漏えいしてしまった場合の対応策

もしも情報漏えいが発生したら…

- ・ 情報管理を徹底しても、情報漏えいを完全に防ぐことは困難。
- ・ 万が一情報漏えいが発生した場合に迅速に対応できるよう、その手順を紹介。

兆候の把握及びその確認

- (1) 漏えいにつながる兆候の把握
- (2) 漏えいの疑いの確認

初動対応

- (1) 社内調査・状況の正確な把握・原因究明
- (2) 被害の検証
- (3) 初動対応の観点
- (4) 対策チームの設置等

責任追及

- (1) 刑事的措置 (2)民事的措置 (3)社内処分

証拠の保全・収集



(参考) 営業秘密で困ったことがあれば・・・相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>

- ◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)

● 営業秘密に関して相談したい

- ✓ 社内で保有する秘密情報の管理体制や関係規約を見直したい
- ✓ 自社の営業秘密情報が漏れてしまったかも…?

…など、無料で皆様のご相談に対応できる、「営業秘密支援窓口」がございます。

▶ ポータルサイト

▶ 相談窓口 問い合わせフォーム

E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp



● 経営課題について、知的財産の側面から考えたい

- ✓ 自社の強みを「知財」として活用できるだろうか…
- ✓ まずは無料で身近な機関に相談したい…

…全国47都道府県にある「知財総合支援窓口」は、地域密着型の相談窓口です。

▶ 知財ポータルで詳しい支援内容や事例をご覧ください！

▶ まずはお電話ください！(0570-082-100)

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。

※ご案内時間帯：平日8:30～17:15



- ◆ I P A ((独)情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心相談窓口

● コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティについて相談したい

▶ まずは H P から、問い合わせ前に整理いただきたい項目をご確認ください。



<関係資料等>

- ◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

● 不正競争防止法に関する各資料を見たい

…「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関する様々な資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



- ◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】



● 営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」のバックナンバーを見たい

…官民の実務者が、営業秘密に関する記事及び各種セミナーなどのイベント案内を定期的に配信しています。

▶ バックナンバー



不正競争防止法の一般的な解釈に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

T E L : 03-3501-1511 (内線2631)

E-mail : bzl-chitekizaisan@meti.go.jp

(参考) 従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」

従業員目線で営業秘密についてわかりやすく解説

0 こんな事件に聞き覚えは?

1 「営業秘密」ってどんな情報?

The infographic is divided into two main sections: Case Study (0) and What is a Business Secret? (1).
Case Study (0): A man and a woman are discussing a recent event where a former employee at a large supermarket chain sold confidential information to a competitor. The man asks if it's a business secret. The woman replies that it is, as it involves trade secrets like product prices and customer lists.
What is a Business Secret? (1): It defines business secrets as important information that companies or research institutions consider confidential. It shows examples of business and technical information, such as customer lists, manufacturing methods, and design drawings. It also highlights that companies keep their competitive edge by keeping such information secret.

知っておきたい 営業秘密



予期せぬトラブルに
巻き込まれないために!

(ポイント)

日々の業務で、実際に営業秘密に接する従業員等にとって

- ①どのような行為が不正競争防止法違反となるのか、
 - ②そもそも営業秘密とはどのような情報なのか、
 - ③普段から気をつけるべきことは何なのか、
- といった従業員目線での留意事項の理解に資する啓発資料

【日本語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyoimitsu.pdf

【英語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyoimitsu_english.pdf

(参考) データ利活用のポイント集とてびきについて (2020年6月3日発行)

データ利活用時の留意点の整理や対策の紹介によって、
データ利活用を志向する企業の不安を少しでも払拭することを意図して作成



詳細版

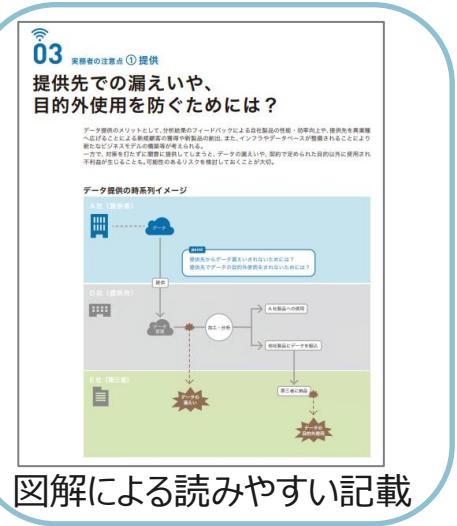
【表5. データ使用におけるQ&Aのチェックシート】

項目 Q番号	データを利用するときの疑問点	実行を推奨する事項	チ エ ック	頁
Q24	取得データを加工等で使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 他社との契約内容を確認 b. 物理的・技術的に自社データと区別 c. データ取扱の際に営業秘密・限定提供データを含まないとの保証を要求、不競法上の類型を確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	106 頁
	取得データを基にした派生データ等を自由に使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 契約における利用権限を確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	108 頁
	データの取扱元が買収された場合に、データ提供を継続させる何か手立てはないか。	a. データ提供の継続を契約書に明記	<input type="checkbox"/>	110 頁
	取得データを商取扱会に使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 他社との契約における第三者提供の禁止を確認 b. 不競法上の類型を確認 c. 個人情報等が含まれていないか確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	111 頁

知りたい項目を探しやすい
ようにQ&A形式で掲載



概要版



(ポイント)

経営者に求められる役割をメッセージとして発信

- データ利活用を行う**目的の明確化**と**方針の提示**
- 目的・方針を実行するために必要な**環境の支援**

実務者のために一覧性を持たせてQ&Aを記載

- 提供、取得・保有、使用のフェーズごとに切り分け
- 契約、システム、法律の観点から取りまとめ

※ 開発部署の契約担当者を想定した基本的なQも記載

企業へのヒアリングを基にした**事例を多く掲載**

- 工場のノウハウをデータ化することで新たなニーズに対応
- 建設事業全体のデータを分析するプラットフォーム
- 購買データを提供し、コラボ商品を生むコンソーシアム

など、様々な対策を網羅的に紹介

(参考) 民事的措置の知的財産法間の比較

法 律 条文見出し	不正競争 防 止 法	特 訸 法	意 匠 法	商 標 法	著作権法	種 苗 法	半導体集積 回路の回路 配 置に 関す る 法 律
差 止 請 求	第 3 条	第 100 条	第 37 条	第 36 条	第 112 条	第 33 条	第 22 条
損 害 賠 償 請 求	第 4 条	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)
損 害 額 の 推 定	第 5 条	第 102 条	第 39 条	第 38 条	第 114 条	第 34 条	第 25 条
使 用 等 の 推 定	第 5 条の 2	(第104条)	-	-	-	-	-
過 失 の 推 定	-	第 103 条	第 40 条	第 39 条 特 許 法 を 準 用 *	-	第 35 条	-
具 体 的 態 様 の 明 示 義 務	第 6 条	第104条の2	第114条の2		第 36 条	-	
書 類 提 出 命 令	第 7 条	第 105 条	第114条の3		第 37 条	第 26 条 ※	
查 証	-	第105条の2 等	-	-	-	-	-
損 害 計 算 の た め の 鑑 定	第 8 条	第105条の2 の 1 1	第 41 条 特 許 法 を 準 用 *	第 39 条 特 許 法 を 準 用 *	第114条の4	第 38 条	-
相 当 な 損 害 額 の 認 定	第 9 条	第105条の3			第114条の5	第 39 条	-
秘 密 保 持 命 令	第 10 条 等	第105条の4 等			第114条の6 等	第 40 条 等	-
当 事 者 尋 問 等 の 公 開 停 止	第 13 条	第105条の7	-	-	-	第 43 条	-
信 用 回 復 措 置	第 14 条	第 106 条	第 41 条 *	第 39 条 *	第115条▲	第 44 条	-

▲著作権法では、著作者・実演家の名誉・声望を回復するため等の措置。

※半導体集積回路の回路配置に関する法律の書類提出命令は、損害の計算のためのもの。(他法は、侵害行為の立証も含む。)

(参考) 不正競争防止法に関する参考資料一覧

知的財産政策室HPから以下の資料をご確認いただけます。

法律全体の要件や解釈、改正について詳しく知りたい



- [「逐条解説 不正競争防止法
～令和6年4月1日施行版～」](#)



- [「不正競争防止法のこれまで
の改正について」](#)

データ利活用に関する事例や対策について知りたい



- [「データ利活用のポイント集」](#)



- [「データ利活用のてびき」](#)

「営業秘密」「限定提供データ」の3要件や要件を満たす管理方法を知りたい



- [「営業秘密管理指針」](#)



- [「限定提供データに関する指針」](#)

外国公務員贈賄防止を知りたい



- [「外国公務員贈賄防止指針」](#)



- [「水際措置の流れ」](#)

秘密情報の漏えいを未然に防ぐ対策や、漏えいしてしまった時の対策を知りたい



- [「秘密情報の保護ハンドブック
～企業価値向上に向けて～」](#)



- [「秘密情報の保護ハンドブックのてびき
～秘密情報の保護と活用～」](#)

安全なテレワーク環境を整備したい



- [「テレワーク時における秘密情報管理
のポイント（Q&A解説）」](#)

III 不正競争防止法条文

○不正競争防止法

〔平成五年五月十九日
法律第四十七号〕

最終改正 令和四年法律第六十八号
(令和七年六月一日時点)

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 差止請求、損害賠償等（第三条一第十五条）
- 第三章 國際約束に基づく禁止行為（第十六条一第十八条）
- 第四章 雜則（第十九条一第二十条）
- 第五章 罰則（第二十一条・第二十二条）
- 第六章 刑事訴訟手続の特例（第二十三条一第三十一条）
- 第七章 没収に関する手続等の特例（第三十二条一第三十四条）
- 第八章 保全手続（第三十五条・第三十六条）
- 第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての國際共助手続等（第三十七条一第四十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する國際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって國民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
- 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。次号から第九号まで、第十九条第一項第七号、第二十一条及び附則第四条第一号において同じ。）
- 五 その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について営業秘密不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない

者に限る。) が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。)

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があつたこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てができるものを含む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによって一の結果を得ることができるものを行う。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該

技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。) 又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十八 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てができるものを含む。)、当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。)若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十九 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

二十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

二十二 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

- 2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。
- 3 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。
- 4 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。
- 5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。
- 6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。
- 7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。
- 8 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法により影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制限する手段であって、視聴等機器（影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録のために用いられる機器をいう。以下この項において同じ。）が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。
- 9 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るように組み合わされたものをいう。
- 10 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。
- 11 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

第二章 差止請求、損害賠償等

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

（損害の額の推定等）

第五条 第二条第一項第一号から第十六号まで又は第二十二号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者（以下この項において「侵害者」という。）に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為を組成した物（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を譲渡したとき（侵害の行為により生じた物を譲渡したときを含む。）、又はその侵害の行為により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。

一 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物又は提供することができた役務の単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡した当該物又は提供した当該役務の数量（次号において「譲渡等数量」という。）のうち被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量（同号において「販売等能力相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売又は提供をすることができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡等数量のうち販売等能力相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額（被侵害者が、次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為の許諾をし得たと認められない場合を除く。）

イ 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

ロ 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

ハ 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

ニ 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用

ホ 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

- 2 不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。
- 3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
 - 一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用
 - 二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用
 - 三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用
 - 四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用
 - 五 第二条第一項第十九号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用
 - 六 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用
- 4 裁判所は、第一項第二号イからホまで及び前項各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額を認定するに当たっては、営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があったことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をするとしたならば、当該営業上の利益を侵害された者が得ることとなるその対価を考慮することができる。
- 5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定）

- 第五条の二** 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。
- 2 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等（技術上の秘密が記載され、又は記録された文書、図

画又は記録媒体をいう。以下この条において同じ。)、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号(自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。)を保有する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第六号に掲げる不正競争(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

3 技術上の秘密をその保有者から示された後に、不正の利益を得る目的で、又は当該技術上の秘密の保有者に損害を加える目的で、当該技術上の秘密の管理に係る任務に違反して、次に掲げる方法でその技術上の秘密を領得する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第七号に掲げる不正競争(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

一 技術秘密記録媒体等又は技術上の秘密が化体された物件を横領すること。

二 技術秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は技術上の秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

三 技術秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

4 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを行つて、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第九号に掲げる不正競争(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

(具体的態様の明示義務)

第六条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
- 3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるとときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
- 4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。
- 5 前各項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による未施行箇所（公布の日（令和四年五月二十五日）から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

（書類の提出等）

第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその

提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

- 3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。
- 4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 (略)

(損害計算のための鑑定)

第八条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第九条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- 一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
 - 二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
- 2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 秘密保持命令を受けるべき者
 - 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
 - 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
- 4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。
- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による
未施行箇所（公布の日（令和四年五月二十五日）から起算して四年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行）

（秘密保持命令）

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの

項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- 一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七条第三項の規定により開示された書類若しくは電磁的記録又は第十三条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
- 二 (略)
- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
- 4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。
- 5 (略)

(秘密保持命令の取消し)

- 第十一條** 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。
- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

- 3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に對し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による
未施行箇所（公布の日（令和四年五月二十五日）から起算して四年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行）

（秘密保持命令の取消し）

第十一條 （略）

- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、そ
の電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければなら
い。

3～5 （略）

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があった場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。
- 3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

（当事者尋問等の公開停止）

第十三条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

- 2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならぬ。
- 3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることがない。
- 4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
- 5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による
未施行箇所（公布の日（令和四年五月二十五日）から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

（当事者尋問等の公開停止）

第十三条 （略）

- 2 （略）
- 3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。
- 4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。
- 5 （略）

(信用回復の措置)

第十四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。
 - 二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。
- 2 前項の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項第一号中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

第三章 国際約束に基づく禁止行為

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第十六条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であって経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（国際機関の標章の商業上の使用禁止）

第十七条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であって経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあっせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
- 二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者
- 三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であって、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているもの事務に従事する者その他これに準ずる者として政令で定める者

- 四 国際機関（政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者
五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

第四章 雜則

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号、第二号、第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）
- 二 第二条第一項第一号、第二号及び第二十二号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）
- 三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争 商標法第四条第四項に規定する場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第五項ただし書の規定により商標登録がされた結果、同一の商品若しくは役務について使用（同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号において同じ。）をする類似の登録商標（同法第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為

四 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

五 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

六 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

七 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について営業秘密不正開示行為であること又はその営業秘密について営業秘密不正取得行為若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを探らざるを得ない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条第一項の規定により同項に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

九 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 取引によって限定提供データを取得した者（その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを探らざるを得ない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

ロ その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

- 十 第二条第一項第十七号及び第十八号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為
- 2 前項第二号から第四号までに定める行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 一 前項第二号に定める行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）
 - 二 前項第三号に定める行為 同号の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者及び通常使用権者
 - 三 前項第四号に定める行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（営業秘密に関する訴えの管轄権）

- 第十九条の二** 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関する第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行った者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。
- 2 民事訴訟法第十条の二の規定は、前項の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて準用する。この場合において、同条中「前節」とあるのは、「不正競争防止法第十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

（適用範囲）

- 第十九条の三** 第一章、第二章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関し、日本国外において第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行う場合についても、適用する。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

(政令等への委任)

第十九条の四 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第三十二条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第八章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続について必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）により、営業秘密を取得したとき。
- 二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示したとき。
- 三 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。

四 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前二号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前二号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。

五 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号から前号まで又は第四項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供したとき（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した場合を除く。）。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得したもの

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

二 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示したもの

三 営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示したもの（前号に掲げる者を除く。）

四 営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示したもの（第二号に掲げる者を除く。）

五 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号から前号まで又は第五項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号において「従業者等違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が従業者等違法使用行為により生じた物であることを知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる不正競争を行ったとき。

二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行ったとき。

三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行ったとき。

四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行ったとき。

五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をしたとき（第一号に掲げる場合を除く。）。

六 秘密保持命令に違反したとき。

七 第十六条又は第十七条の規定に違反したとき。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号の罪を犯したとき。

二 相手方に日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をする目的があることを知って、これらの罪に当たる開示をしたとき。

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をしたとき。

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第二項第一号の罪を犯した者

- 二 相手方に日本国外において第二項第二号から第四号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者
 - 三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第二項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者
- 6 第一項、第二項（第一号を除く。）、第四項（第四号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪の未遂は、罰する。
 - 7 第三項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
 - 8 第一項各号（第五号を除く。）、第二項各号（第五号を除く。）、第四項第一号若しくは第二号、第五項第一号若しくは第二号又は第六項（第一項第五号又は第二項第五号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
 - 9 第三項第六号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。
 - 10 第四項第四号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。
 - 11 第四項第四号の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。
 - 12 第一項から第六項までの規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。
 - 13 次に掲げる財産は、これを没収することができる。
 - 一 第一項、第二項、第四項（第四号を除く。）、第五項及び第六項の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 二 前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他同号に掲げる財産の保有又は処分に基づき得た財産
 - 14 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「不正競争防止法第二十一条第十三項各号」と読み替えるものとする。
 - 15 第十三項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による未施行箇所（公布の日（令和四年

六月十七日）から起算して三年を超えない範囲内において政令（令和五年政令第三百十八号）で定める日（令和七年六月一日）から施行）

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5～15 (略)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

- 一 前条第四項又は第六項（同条第四項に係る部分に限る。） 十億円以下の罰金刑
- 二 前条第一項又は第六項（同条第一項に係る部分に限る。） 五億円以下の罰金刑
- 三 前条第三項 三億円以下の罰金刑

- 2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第三項第六号の罪に係る同条第七項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。
- 3 第一項の規定により前条第一項、第三項、第四項又は第六項（同条第一項又は第四項に係る部分に限る。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第六章 刑事訴訟手続の特例

(営業秘密の秘匿決定等)

- 第二十三条** 裁判所は、第二十一条第一項、第二項、第四項（第四号を除く。）、第五項若しくは第六項の罪又は前条第一項（第三号を除く。）の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 4 裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。
- 5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。

(起訴状の朗読方法の特例)

- 第二十四条** 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十五条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

2 刑事訴訟法第二百七十二条の二第四項の規定による措置がとられた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十二条の五第一項の決定があった場合を除く。）における前項後段の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十二条の五第一項の決定があった場合にあっては「起訴状抄本等（同法第二百七十二条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）及び同法第二百七十二条の五第四項に規定する書面」と、それ以外の場合にあっては「起訴状抄本等（同法第二百七十二条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）」とする。

（尋問等の制限）

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。

（公判期日外の証人尋問等）

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

2 刑事訴訟法第百五十七条第一項及び第二項、第百五十八条第二項及び第三項、第百五十九条第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四条並びに第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第百五十七条第一項、第百五十八条第三項及び第百五十九条第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問

、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

- 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。
- 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

- 2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第三十二条 第二十一条第十三項各号に掲げる財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

- 2 第二十一条第十三項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。
- 3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十一条第十四項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。
- 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一条第十三項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。

(刑事補償の特例)

第三十四条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第八章 保全手続

(没収保全命令)

- 第三十五条** 裁判所は、第二十一条第一項、第二項、第四項（第四号を除く。）、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十三項の規定により没収することができる財産に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。
- 2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。
- 3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）の請求により、前二項に規定する処分をすることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第一節及び第三節の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

(追徴保全命令)

- 第三十六条** 裁判所は、第二十一条第一項、第二項、第四項（第四号を除く。）、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。
- 2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第三十七条 外国の刑事事件（当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一条第一項、第二項、第四項（第四号を除く。）、第五項又は第六項の罪に当たる場合に限る。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

- 一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。
 - 二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。
 - 三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。
 - 四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができる場合に当たるものでないとき。
 - 五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。
 - 六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。
- 2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴とみなす没収)

第三十八条 第二十一条第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であって当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあっては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十一条第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があったときは、その全部又は一部を譲与することができる。

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共助及び前条の規定による譲与については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によって生じた効力を妨げない。

第三条 第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

第四条 第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条第一項の規定は、平成三年六月十五日前に行われた第二条第一項第四号に規定する営業秘密不正取得行為又は同項第八号に規定する営業秘密不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であって同日以後に行われるもの（次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。）及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為
- 二 第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為

第五条 新法第七条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した第二条第一項第二号又は第二十号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 第二十二条及び第二十三条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十一條 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

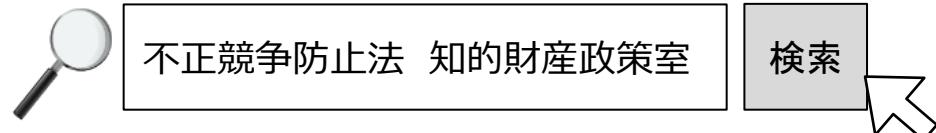
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四條 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

詳しくご覧になりたい方は、知的財産政策室HPをご確認ください。

「逐条解説」や「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」、「データ利活用のポイント集」など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。



<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

※本テキストの最新版の電子ファイルも上記ページに掲載いたします。



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

T E L : 03-3501-1511 (内線2631)

E - m a i l : bzl-chitekizaisan@meti.go.jp

不正競争防止法 テキスト

発 行 2025年

編 著 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室